

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 自由貿易地域の設定

第二条 他の協定との関係

第三条 地域及び地方の政府

第四条 一般的定義

第五条 透明性

第六条 公衆による意見提出の手續

第七条 秘密の情報

第八条 審査及び上訴

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

第十条 一般的例外

第十一条 安全保障のための例外

第十二条 租税

第十三条 一時的なセーフガード措置

第十四条 委員会

第十五条 連絡部局

第十六条 実施取極

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則

第十七条 適用範囲

第十八条 定義

第十九条 物品の分類

第二十条 内国民待遇

第二十一条 関税の撤廃又は引下げ

第二十二条 非関税措置

第二十三条 輸入許可手続

第二十四条 行政上の手数料及び手続

第二十五条 輸出税、手数料その他の課徴金

第二十六条 関税上の評価

第二十七条 農業輸出補助金

第二十八条 価格帯制度

第二節 セーフガード措置

第二十九条 一般規定

第三十条 二国間セーフガード措置

第三十一条 条件及び制限

第三十二条 調査手続

第三十三条 暫定的な二国間セーフガード措置

第三十四条 通報

第三十五条 協議及び補償

第三十六条 見直し

第三節 他の規定

第三十七条 物品の貿易に関する小委員会

第三章 原産地規則

第三十八条 定義

第三十九条 原産品

第四十条 完全に得られる産品

第四十一条 原産資格割合

- 第四十二条 原産資格を与えることとならない作業
- 第四十三条 累積
- 第四十四条 僅少の非原産材料
- 第四十五条 組み立ててないか又は分解してある産品
- 第四十六条 代替性のある産品又は代替性のある材料
- 第四十七条 セット
- 第四十八条 附属品、予備部品及び工具
- 第四十九条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第五十条 船積み用のこん包材料及びこん包容器
- 第五十一条 間接材料
- 第五十二条 積送基準
- 第五十三条 原産地証明
- 第五十四条 原産地証明書

- 第五十五条 遡及して発給される原産地証明書
- 第五十六条 原産地証明書の再発給
- 第五十七条 原産地申告
- 第五十八条 認定輸出者
- 第五十九条 通報
- 第六十条 関税上の特恵待遇の要求
- 第六十一条 輸入に関する義務
- 第六十二条 原産地証明の有効性
- 第六十三条 補助的な文書
- 第六十四条 文書及び記録の保管
- 第六十五条 軽微な誤り
- 第六十六条 確認手続
- 第六十七条 罰則

第六十八条 秘密性

第六十九条 原産地規則に関する小委員会

第七十条 運用上の手続規則

第七十一条 雑則

第七十二条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第七十三条 適用範囲

第七十四条 目的

第七十五条 定義

第七十六条 透明性

第七十七条 情報通信技術

第七十八条 危険度に応じた管理手法

第七十九条 通関

第八十条 積荷のための別個のかつ迅速な税関手続

第八十一条 事前教示

第八十二条 審査

第八十三条 税関協力及び情報の交換

第八十四条 罰則

第八十五条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

第五章 衛生植物検疫措置

第八十六条 適用範囲

第八十七条 権利及び義務の再確認

第八十八条 照会所

第八十九条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第九十条 適用範囲

第九十一条	目的
第九十二条	定義
第九十三条	権利及び義務の再確認
第九十四条	国際標準
第九十五条	強制規格
第九十六条	適合性評価
第九十七条	透明性
第九十八条	技術協力
第九十九条	強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第一百条	情報の交換
第七章	国境を越えるサービスの貿易
第一百一条	適用範囲
第一百二条	定義

- 第百三条 補助金
- 第百四条 内国民待遇
- 第百五条 最恵国待遇
- 第百六条 市場アクセス
- 第百七条 現地における拠点
- 第百八条 適合しない措置
- 第百九条 通報
- 第百十条 透明性
- 第百十一条 国内規制
- 第百十二条 承認
- 第百十三条 支払及び資金の移転
- 第百十四条 実施
- 第百十五条 利益の否認

第八章 電気通信サービス

第一百六条 適用範囲

第一百七条 定義

第一百八条 アクセス及び利用

第一百九条 番号ポータビリティ

第二百十条 競争条件の確保のためのセーフガード

第二百十一条 主要なサービス提供者による待遇

第二百十二条 再販売

第二百十三条 相互接続

第二百十四条 専用回線によるサービスの提供及び価格

第二百十五条 独立の電気通信規制機関

第二百十六条 ユニバーサル・サービス

第二百七条 免許の基準の公の利用可能性

第二百二十八条 希少な資源の分配及び利用

第二百二十九条 透明性

第二百三十条 電気通信に関する紛争解決

第三百十一条 国際機関との関係

第三百十二条 他の章との関係

第九章 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在

第三百十三条 一般原則

第三百十四条 適用範囲

第三百十五条 定義

第三百十六条 入国及び一時的な滞在の許可

第三百十七条 情報の提供及び手続の円滑化

第三百十八条 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会

第三百十九条 協力

第四百四十条 紛争解決

第四百四十一条 出入国管理に関する措置

第四百四十二条 透明性

第十章 政府調達

第四百四十三条 適用範囲

第四百四十四条 定義

第四百四十五条 内国民待遇及び無差別待遇

第四百四十六条 原産地規則

第四百四十七条 契約の評価

第四百四十八条 調達の効果を減殺する措置の禁止

第四百四十九条 技術仕様

第四百五十条 入札の手続

第四百五十一条 供給者の資格の審査

- 第百五十二条 調達計画の公示
- 第百五十三条 調達予定の公示
- 第百五十四条 入札の期限
- 第百五十五条 入札説明書
- 第百五十六条 落札
- 第百五十七条 限定入札
- 第百五十八条 調達に関する情報の透明性
- 第百五十九条 苦情申立ての手続
- 第百六十条 政府調達における電子的な手段の利用
- 第百六十一条 例外
- 第百六十二条 訂正又は修正
- 第百六十三条 調達機関の民営化
- 第百六十四条 利益の否認

第六百六十五条 追加的な交渉

第六百六十六条 政府調達に関する小委員会

第十一章 知的財産権

第六百六十七条 一般規定

第六百六十八条 内国民待遇

第六百六十九条 最恵国待遇

第六百七十条 手続事項の簡素化及び調和

第六百七十一条 知的財産権の取得及び維持

第六百七十二条 透明性

第六百七十三条 知的財産の保護についての啓発の促進

第六百七十四条 特許

第六百七十五条 意匠

第六百七十六条 商標

第七十七條 地理的表示

第七十八條 著作権及び関連する権利

第七十九條 開示されていない情報の保護

第八十條 不正競争

第八十一條 権利行使に関する一般規定

第八十二條 国境措置に係る権利行使

第八十三條 民事上の救済に係る権利行使

第八十四條 刑事上の制裁に係る権利行使

第八十五條 インターネット・サービス・プロバイダ

第八十六條 協力

第八十七條 知的財産権に関する小委員会

第八十八條 他の考慮事項

第十二章 競争

第百八十九条 反競争的行為

第百九十条 反競争的行為の規制に関する協力

第百九十一条 無差別待遇

第百九十二条 手続の公正な実施

第百九十三条 透明性

第百九十四条 第七条1の規定の不適用

第十三章 ビジネス環境の整備

第百九十五条 基本原則

第百九十六条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第百九十七条 連絡事務所

第百九十八条 協議の場

第百九十九条 小委員会の決定の実施

第十四章 協力

第二百条 基本原則

第二百一条 協力の範囲及び形態

第二百二条 実施

第二百三条 協力に関する小委員会

第十五章 紛争解決

第二百四条 適用範囲

第二百五条 協力

第二百六条 あつせん、調停又は仲介

第二百七条 紛争解決の場の選択

第二百八条 協議

第二百九条 仲裁裁判所の設置

第二百十条 仲裁裁判所の構成

第二百十一条 仲裁人の資格

第二百十二条 仲裁裁判所の任務

第二百十三条 仲裁裁判手続

第二百十四条 仲裁裁判手続における情報

第二百十五条 仲裁裁判手続の併合

第二百十六条 仲裁裁判所の裁定

第二百十七条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第二百十八条 裁定の実施

第二百十九条 未実施（利益の停止）

第十六章 最終規定

第二百二十条 附属書、付録及び注釈

第二百二十一条 目次及び見出し

第二百二十二条 効力発生

第二百二十三条 改正

第二百二十四条 終了

第二百二十五条 正文

附属書一（第二章関係） 第二十一条の規定に関する表

附属書二（第二章関係） 第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置

附属書三（第三章関係） 品目別規則

附属書四（第三章関係） 原産地証明

附属書五（第七章関係）

附属書六（第七章関係）

附属書七（第七章関係） 金融サービス

附属書八（第九章関係） 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束

附属書九（第十章関係） 政府調達

附属書十（第十一章関係） ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

前文

日本国及びペルー共和国（以下「ペルー」という。）（以下日本国及びペルーを併せて「両締約国」といい、それぞれを「締約国」という。）は、

両締約国間における長年の互恵的な協力並びに貿易及び投資の拡大を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的關係を強化することを決意し、

両締約国間の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろうことを理解し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにその補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国における持続可能な経済的發展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

この協定の実施が、両締約国の国民の生活水準を向上させ、及び両締約国において新たなかつより良い雇用の機会を創出することを信じ、

両締約国間の貿易、ビジネス及び投資を規律する互恵的な規則を通じ、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国間の経済関係を促進し、両締約国の市場を更に効率化し、及び活性化し、並びに予見可能な通商上の環境を確保することとなる明確な法的枠組みを創設することを希望し、

両締約国の二国間の貿易に対するあらゆる歪曲^{わい}を回避することを決意し、さらに、この協定において合意された様々な分野における効果的な協力の仕組みを発展させることを決意し、

両締約国が、国家の政策目的を実現するためにそれぞれの締約国が締結している国際協定及びこの協定に基づき規制を行う権利を有することを認識し、

環境の保護及び保全に適合した方法でこの協定を実施することを決意し、

世界貿易機関に反映される多角的貿易体制を強化し、及び推進することの重要性を再確認して、次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 自由貿易地域の設定

両締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合した形で、ここに自由貿易地域を設定する。

第二条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している協定に基づく相互の關係に係る権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している協定との間で抵触が生ずる場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得ることを目的として直ちに相互に協議する。

3 二千八年十一月二十一日にリマで署名された投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「投資協定」という。）（その改正を含む。）は、投資協定第二十四条（合同委員会）及び第二十五条（投資環境改善小委員会）の規定を除くほか、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 この協定と投資協定との間で抵触が生ずる場合には、この協定に別段の定めがあるときを除くほ

か、2の規定が適用される。

第三条 地域及び地方の政府

各締約国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地域及び地方の政府及び機関並びに中央、地域及び地方の政府及び機関によって委任された権限を行使する非政府機関による遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。各締約国は、自国のいずれかの段階の政府若しくは機関又はそれらによって委任された権限を行使するいずれかの非政府機関がこの協定に従わない場合であっても、この協定に基づく義務を免れることはできない。

第四条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「区域」とは、

(i) 日本国については、次のものをいう。

(A) 日本国の領域

(B) 日本国が国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(ii) ペルーについては、ペルーがペルーの憲法の関連規定及び国際法に基づいて主権又は主権的権利及び管轄権を行使する本土の領土、諸島、海域及びそれらの上空をいう。

注釈1 この(a)が規定する定義は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

注釈2 この協定の「区域」の定義及び「区域」への言及は、この協定の地理的適用範囲を定める目的のためにのみ適用される。

(b) 「委員会」とは、第十四条の規定に基づいて設置する委員会をいう。

(c) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省又はその後継機関をいい、ペルーについては税務監督庁又はその後継機関をいう。

(d) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(e) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法律に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企

業、合併企業及び団体を含む。)をいう。

(f) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(g) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(h) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(i) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義する商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(j) 「措置」には、締約国が発出し、又は実施する全ての法令、規則、手続、要求、規定、慣行、決定及び行政上の行為を含む。

(k) 「国民」とは、次の要件を満たす自然人をいう。

- (i) 日本国については、日本国の法律の下で日本国の国民であること。
- (ii) ペルーについては、ペルーの法律の下でペルーの国民であること又はペルーに永住する権利を有すること。
- (1) 「原産品」とは、第三章の規定に従って原産品とされる産品をいう。
- (m) 「者」とは、自然人又は企業をいう。
- (n) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第五条 透視性

- 1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

- 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、英語により、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

3 この条のいかなる規定も、締約国がとる措置がこの協定に適合しているか否かについて影響を及ぼすものではない。

4 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令、行政上の手続又は行政上の決定を導入し、又は変更する場合には、緊急のときを除くほか、可能な限り、かつ、自国の法令に従い、当該法令、行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と当該法令、行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が効力を生ずる時との間に合理的な期間を置くよう努める。

注釈 「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上行われる決定又は解釈であって、当該決定又は解釈の適用対象となる全ての者及び事実関係に対して適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものを含まない。

(a) 行政上の手続において行われる決定であって、個別の事案における特定の者、物品又はサービスに対して適用されるもの

(b) 特定の行為又は慣行について判断するもの

第六条 公衆による意見提出の手續

各締約国は、可能な限り、かつ、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制について公衆による意見提出のための機会を与えるよう努める。

第七条 秘密の情報

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、当該秘密の情報の開示が自国の法令の実施を妨げ、公共の利益に反することとなり、若しくは公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものを開示し、又は当該秘密の情報の入手を許可することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従つて秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第八条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、その後の審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を設け、又は維持する。当

該司法裁判所は、公平なものとし、及び行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。また、当該事項に関する裁判の結果についていかなる実質的な利害関係をも有してはならない。

2 各締約国は、当該司法裁判所又は司法上の訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見（自国の法令が要求する場合には、行政当局が収集した記録を含む。）に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令に定める上訴又はその後の審査の手続に従うことを条件として、問題となつてい行政上の行為に関し、2(b)に規定する決定が関係当局によって実施され、及び考慮されることを確保する。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するた

めに、措置をとり及び努力を払うことを確保する。

第十条 一般的例外

1 次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第七章から第九章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 この条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条(b)及びサービス貿易一般協定第十四条(b)の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境上の措置を含むこと並びに千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定は、生物資源であるか否かを問わず、有限天然資源の保存に関する措置に適用することが了解される。

第十一条 安全保障のための例外

1 次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第七章から第九章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二条 租税

1 この条において明示的に定める場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税条約に基づくいずれか一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第五条1及び2並びに第七条1の規定は、この協定が租税に係る課税措置に適用される限りにおいて、当該課税措置について適用する。

注釈1 租税に係る課税措置には、次のものを含まない。

(a) 第十八条に定義する関税

(b) 千九百九十四年のガット第六条の規定、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関

税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）又は世界貿易機関設立協定附属書一 A 補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金及び相殺措置に関する協定」という。）に基づいて課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた輸入に関連する手数料その他の課徴金

注釈 2 この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条 一時的なセーフガード措置

締約国は、次のいずれかの場合には、千九百九十四年のガット第十二条の規定、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解及びサービス貿易一般協定第十二条の規定に従い、また、国際通貨基金協定に適合する範囲内で、措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をも

たらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

第十四条 委員会

1 両締約国は、ここにこの協定について権限を有する両締約国の大臣又は上級職員を共同議長とする委員会を設置する。

2 委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

3 委員会は、次のことを行う。

(a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 必要な場合には、両締約国に対して適当な勧告を行い、及び特にこの協定の解釈又は適用について意見を提供すること。

(c) この協定の解釈又は適用に関する問題に係る両締約国間の紛争を解決するよう努めること。

(d) この協定に基づいて設置する全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(e) 両締約国が合意するその他の行動をとること。

4 委員会は、次のことを行うことができる。

- (a) この協定の運用に必要な小委員会及び他の作業部会を設置すること。
- (b) 委員会の任務の遂行をこの協定に基づいて設置する小委員会及び他の作業部会に委任すること。
- (c) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告し、並びにこの協定の改正を促進すること。ただし、当該改正は、各締約国の国内法上の手続が満たされることを条件とする。
- (d) 第七十条に規定する運用上の手続規則を採択すること。
- 5 委員会の全ての決定は、合意によって行う。
- 6 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、委員会が決定を行うときは、当該決定は、各締約国の国内法上の要件が満たされることを条件として、両締約国が当該国内法上の要件が満たされた旨を相互に通報した日に効力を生ずる。
- 7 委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、少なくとも毎年一回、日本国及びペルーにおいて交互に会合する。

第十五条 連絡部局

- 1 一方の締約国は、この協定に関連する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部

局の指定を行い、及びこの協定の効力発生の後九十日以内に当該指定について他方の締約国に通報する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国への全ての情報の伝達、要請又は通報は、連絡部局を通じて行う。

3 連絡部局は、次のことを行う。

(a) 委員会の会合のために議題の策定その他の準備を共同で行い、及び適当な場合には共同で当該会合の事後措置をとること。

(b) 委員会が委任する事項に取り組むこと。

(c) 第二百九条に規定する仲裁裁判所に対して事務上の支援を提供すること。

第十六条 実施取極

両締約国政府は、この協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。実施取極は、この協定の効力発生の日に効力を生じ、この協定が有効である限り効力を有する。

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則

第十七条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、両締約国間の物品の貿易について適用する。

第十八条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。
- (b) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。
- (c) 「二国間セーフガード措置」とは、第三十条に規定する二国間セーフガード措置をいう。
- (d) 「権限のある調査当局」とは、次のものをいう。
 - (i) 日本国については、財務省、経済産業省その他日本国において調査の対象となる産業を管轄する省又はそれらの後継機関
 - (ii) ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

- (e) 「関税」とは、製品の輸入について又は輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。
- (i) 千九百九十四年のガット第二条2(a)の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
 - (ii) 千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税
 - (iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金
 - (f) 「国内産業」とは、輸入産品に関し、締約国内で活動する当該輸入産品と同種の若しくは直接に競争する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。
 - (g) 「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に定義する輸出補助金をいう。
 - (h) 「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であって、輸入締約国への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(i) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第三十三条に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい
い、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

第十九条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二十条 内国民待遇

附属書二に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の
例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、千九百九十四年のガット第三条の
規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二十一条 関税の撤廃又は引下げ

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品につい

て、附属書一の自国の表に従って適用される税率を超えて関税を引き上げ、又は導入してはならない。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

3 締約国の原産品について附属書一に従って適用される関税率が、当該原産品と同一の産品に適用される実行最恵国税率よりも高い場合には、当該原産品について、当該実行最恵国税率を適用する。

4 (a) 両締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、附属書一の両締約国のそれぞれの表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

(b) 両締約国は、この協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年以後、いずれかの締約国の要請があつた場合には、附属書一の両締約国のそれぞれの表に定める関税の引下げ時期の繰上げ又は関税を撤廃する範囲の拡大について検討するため、協議する。

5 一方の締約国は、次のことを行うことができる。

(a) 他方の締約国の原産品に適用される関税について、一方的な税率の引下げの後、附属書一の自国の表

に定める税率を上限として税率の引上げを行うこと。

(b) 他方の締約国の原産品について、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解に従って世界貿易機関の紛争解決機関が承認するところにより、更なる関税の引下げを停止し、又は関税の引上げを行うこと。

第二十二条 非関税措置

1 附属書二その他この協定の関連する規定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のため の販売について、関税以外の禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものをも導入し、又は維持してはならない。このため、千九百九十四年のガット第十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国又は輸出者に対し、次の措置を採用し、又は維持することを要求してはならない。

(a) ダンピング防止協定第八条及び補助金及び相殺措置に関する協定第十八条の規定に適合しない自発的な約束

(b) セーフガード協定第十一条の規定に適合しない輸出自主規制

3 いずれの締約国も、自国の輸入者に対し、輸入に従事すること又は産品を輸入するための条件として、自国における販売者との間に千九百九十四年のガット第十一条1の規定に適合しない契約関係その他の関係を有することを要求してはならない。

第二十三条 輸入許可手続

1 いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定（以下「輸入許可手続に関する協定」という。）に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。このため、輸入許可手続に関する協定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 いずれの一方の締約国も、輸入許可手続に関する協定第五条の規定に基づく通報を行わない限り、他方の締約国の産品に対し輸入許可手続を適用してはならない。

第二十四条 行政上の手数料及び手続

1 各締約国は、製品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、千九百九十四年のガット第八条1(a)の規定に適合するものであることを確保する。このため、千九百九十四年のガット第八条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品の輸入に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。

注釈 この2の規定の適用上、「領事手続」とは、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であつて、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）の取得に当たって輸出締約国に所在する輸入締約国の領事が要求する手続をいう。

3 各締約国は、製品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される手数料及び課徴金の詳細をできる限り速やかに自国のウェブサイトにおいて利用可能なものとする。

第二十五条 輸出税、手数料その他の課徴金

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される製品について、税、手数料その他のいかなる種類の課徴金をも導入し、又は維持してはならない。ただし、そのような税、手数料その他の課徴金の額が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税、手数料その他の課徴金の額を超えない場合は、この限りでない。

第二十六条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について適用する。

第二十七条 農業輸出補助金

1 いずれの一方の締約国も、農業協定附属書一に掲げられ、かつ、他方の締約国に輸出される農産品について、いかなる輸出補助金をも導入し、維持し、又は再導入してはならない。

2 いずれの一方の締約国も、輸出補助金の導入、維持又は再導入により他方の締約国がこの協定に基づく義務を履行していないと認める場合には、相互に満足すべき解決を得ること、特に、補助金の交付を受け

た産品の輸入が及ぼす影響に対抗するために輸入締約国が採用することができる特定の措置について合意することを目的として、第十五章の規定に従い、他方の締約国に対して協議を要請することができる。

第二十八条 価格帯制度

ペルーは、附属書一のペルーの表の5欄に一個の星印（*）を付した農産品に関し、附属書一第三編第一節2に規定する価格帯制度を維持することができる。

第二節 セーフガード措置

第二十九条 一般規定

1 各締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定、セーフガード協定及び農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

2 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って一方の締約国が他方の締約国の原産品の輸入に対してセーフガード措置をとる場合には、当該輸入に対してこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置を同時にとつてはならない。

3 一方の締約国が、他方の締約国の原産品の輸入に対し、千九百九十四年のガット第十九条の規定及び

セーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってセーフガード措置をとるに先立ちこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置をとっている場合には、当該輸入に関する第三十一条1に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、一方の締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらないことによつて中断されない。一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従つてとられたセーフガード措置の終了後は、当該輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第三十条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、第二十一条の規定に従つて他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で一方の締約国に輸入されている場合において、当該増加した数量が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この節の規定に従うことを条件として、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、1に定める条件が満たされる場合には、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) 前節に定める関税の引下げの対象となる原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうち最も低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii) 附属書一の自国の表の3欄に定める基準税率

注釈1 この協定の効力発生の日において関税を撤廃する場合には、二千九百零四年四月一日における実行最恵国税率を基準税率とする。

注釈2 附属書一の日本国の表の5欄に「G」を掲げた原産品については、二千九百零四年四月一日における実行最恵国税率が当該原産品の基準税率に代わって適用される。

(iii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

注釈 この協定の効力発生の時に、両締約国は、この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率を交換する。

第三十一条 条件及び制限

1 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況において、当該二国間セーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であること及び国内産業が調整を行っているという証拠があることを権限のある調査当局が次条に規定する手続に従って決定した場合には、当該二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計の適用期間は、三年を超えないものとする。

2 二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

3 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税

率とする。

4 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

第三十二条 調査手続

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定に従い、自国の権限のある調査当局が調査を行った後にのみ二国間セーフガード措置をとることができる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 1に規定する調査については、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3 1に規定する調査であって、原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かをこの節の規定に基づいて決定するためのものについては、当該調査を行う締約国の権限のある調査当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、数

値化されたもの（特に、当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入が増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化）を評価する。

4 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、当該要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第三十三条 暫定的な二国間セーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第三十条2に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、次条及び第三十五条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第三十一条1に規定する適用期間に算入される。

3 第三十一条3の規定は、必要な変更を加えた上で、暫定的な二国間セーフガード措置について適用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税又はこれと同等の担保は、その後一方の締約国により行われる前条1に規定する調査の結果、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、一方の締約国の法令に従って払い戻され、又は解除される。

第三十四条 通報

1 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する第三十二条1に規定する調査を開始する場合

(b) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

- (c) 暫定的な二国間セーフガード措置をとる場合
- 2 1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、自国の法令に従い、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。
 - (a) 1(a)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由の要約、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付
 - (b) 1(b)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠の要約、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間
 - 3 1に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。
 - 4 一方の締約国は、他方の締約国に対し、第三十二条1の規定に基づく調査の結果に関する一方の締約国

の権限のある調査当局による報告書であつて、公表されるものの写しを提供する。当該報告書が一般に閲覧することができるウェブサイトにおいて利用可能な場合には、その要件は、満たされているものとみなす。

第三十五条 協議及び補償

- 1 暫定的な二国間セーフガード措置の適用後速やかに当該適用についての両締約国間の協議を開始する。
- 2 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第三十二条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び3に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。
- 3 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供する。

- 4 両締約国が2の規定に従つて協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合

には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。

5 4に規定する譲許の適用を停止する権利を行使する一方の締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に他方の締約国に書面により通報する。

第三十六条 見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、特に、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、この節の規定について必要に応じ見直しを行う。

第三節 他の規定

第三十七条 物品の貿易に関する小委員会

1 両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置

する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。
- (c) この協定に基づく各締約国の義務に変更がないことを確保するため、統一システムの改正に伴う附属書一の改正について討議すること。

(d) この章の規定の適用範囲に関して両締約国間に生ずる相違について協議し、及び当該相違を解決するよう努めること。

(e) 必要な場合には、特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置すること。

(f) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、原則として二年ごとに会合を開催し、並びに両締約国が合意する時期及び場所において又

は手段によって会合を開催する。

第三章 原産地規則

第三十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「発給機関」とは、締約国の権限のある当局により、当該締約国の法令に従い、原産地証明書を発給するために指定され、又は権限を与えられる団体又は機関をいう。

(b) 「権限のある当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給又は発給機関の指定について、第五十八条に規定する認定輸出者の認定について、及び第六十六条に規定する原産地証明に関する情報の確認について、責任を負う当局であつて、次のものをいう。

(i) 日本国については、経済産業省又はその後継機関

(ii) ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

(c) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(d) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を

満たす工船又は船舶をいう。

- (i) 当該締約国において登録されていること。
- (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
- (iii) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - (A) 両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。
 - (B) いずれかの締約国に本店及び主たる営業所を有する法人であって、第三国において登録されている工船又は船舶を有していないものが所有していること。
- (e) 「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、当該産品又は材料の特性が本質的に同一のものをいう。
- (f) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される

概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

- (g) 「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状及び品質を含む全ての点において同一である産品をいう。
- (h) 「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であつて、輸入締約国に産品を輸入するものをいう。
- (i) 「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいい、構成要素、成分、原材料及び部品を含む。
- (j) 「非原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされない材料をいう。
- (k) 「原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされる材料をいう。
- (l) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であつて、第四十九条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。
- (m) 「関税上の特惠待遇」とは、第二十一条2の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。
- (n) 「生産者」とは、産品又は材料の生産に従事する者をいう。

(o) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、成育、抽出、採取、採集、繁殖、採掘、収穫、漁ろ
う、わなかけ、捕獲、収集、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

(p) 「関係当局」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、財務省又はその後継機関

(ii) ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第三十九条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書三に定める品目別

規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの

第四十条 完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (c) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう（当該締約国の基線内で行われるものに限る。）又は捕獲により得られる産品
- (d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
- (f) 当該締約国の船舶により、海から得られる水産物その他の産品

注釈1 この章の規定の適用上、一方の締約国の船舶により他方の締約国の基線から二百海里までの海から得られる水産物その他の産品は、他方の締約国の原産品とする。

注釈2 この章のいかなる規定も、海洋法の諸問題に関するそれぞれの締約国の立場を害するものと

みなしてはならない。

- (g) 当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品
- (h) 当該締約国の外の海底又はその下から抽出され、又は得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- (i) 次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず。ただし、当該廃品及びくずが原材料の回収にのみ適するものであることを条件とする。

(i) 当該締約国における製造又は加工作業

(ii) 当該締約国において収集される中古の産品

- (j) 当該締約国において(a)から(i)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第四十一条 原産資格割合

1 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

2 (a) 産品の本船渡しの際に存在するが、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額によるFOB価額は、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額によって代替される。

(b) 産品の本船渡しの際に存在しない場合には、1に規定するFOB価額は、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3 1の規定の適用上、締約国における産品の生産において使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 産品の生産者が直接輸入する材料については、C I F 価額

(b) 産品の生産者が当該締約国において取得する材料については、次のいずれかの価額

(i) C I F 価額

(ii) 取引価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する全ての費用（例えば、運賃、保険料、こん包費）及び当該締約国において輸送の際に要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

注釈 1 この 3 の規定の適用上、「C I F 価額」とは、当該非原産材料について、関税評価協定に従って輸入貨物の課税価額として決定される価額をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費並びに他の全ての費用を含む。

注釈 2 この 3 の規定の適用上、「取引価額」とは、当該非原産材料の生産者が行う取引に関連して当該非原産材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価額をいう。

4 2 (b)又は3 (b)の規定の適用において、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えた上で、適用する。

5 この条の規定の適用上、締約国において産品の生産において使用される非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

第四十二条 原産資格を与えることとならない作業

1 産品は、次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の包装作業（小売用のこん包、開こん及び再こん包作業を含む。）

(d) 組み立てられたものを分解する作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成要素の
収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

2 1の規定は、附属書三に定める品目別規則に優先する。

第四十三条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。

(a) 一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を一方の締約国の原産材料とみなすこと。

(b) 他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。

(c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国にお

いて一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

第四十四条 僅少の非原産材料

1 附属書三に定める関税分類の変更に關する要件を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすことを条件とする。

(a) 統一システムの第一類、第四類から第一五類まで又は第一七類から第二四類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第四十一条の規定に従って決定される当該産品のFOB価額の十パーセント以下であり、かつ、当該産品の生産において使用される非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合

(b) 統一システムの第二五類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第四十一条の規定に従って決定される当該産品のFOB価額の十パーセント以

下の場合

(c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の十パーセント以下の場合

2 もつとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能な原産資格割合に関する要件においては、非原産材料の価額に含める。

第四十五条 組み立ててないか又は分解してある産品

1 第三十九条から第四十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2 (a)の規定に従って完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、他方の締約国の原産品とみなす。

2 締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であつて、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2 (a)の規定に従って完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解して

ある製品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されてい
たならば、当該産品が第三十九条から第四十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろ
う場合に限る。

第四十六条 代替性のある産品又は代替性のある材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料
が産品の生産において使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定する
ときは、それらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認
められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び当該原産品と代替性のある非原産品が在庫において混在している場合
において、それらの産品が在庫において混在している締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も
経ず、又はいかなる作業（積卸しの作業及びそれらの産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業
を除く。）をも行われなるときは、それらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締
約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

3 1及び2に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択をした者は、当該選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第四十七条 セット

1 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット及び統一システムにセットとして明示的に記述される産品は、当該セットに含まれる全ての産品がこの章の規定に従って原産品とされる場合には、締約国の原産品とする。

2 1の規定にかかわらず、セットに含まれる全ての非原産品の価額の総額が、当該セットのFOB価額であつて第四十一条の規定に従って決定されるものの十パーセント以下であり、かつ、当該セットがこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、当該セットは原産品とする。

3 この条の規定は、附属書三に定める品目別規則に優先する。

第四十八条 附属品、予備部品及び工具

輸入の際に産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次のとおりとする。ただし、当該附属品、予備部品又は工具

が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと並びに当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであることを条件とする。

(a) 当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について附属書三に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該附属品、予備部品又は工具を考慮しない。

(b) 当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該附属品、予備部品又は工具の価額を当該産品の生産において使用される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第四十九条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

(a) 完全に得られ、又は生産される産品であって、第三十九条(a)に定めるものであること。

- (b) 原産材料のみから生産される産品であつて、第三十九条(b)に定めるものであること。
- (c) 当該産品について附属書三に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われていないこと。

2 産品が原産資格割合に関する要件の対象となる場合には、小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第五十条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品の船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たつて考慮しない。

第五十一条 間接材料

産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産において使用される次の要素の原産地については、決定する必要はないものとする。

- (a) 燃料及びエネルギー
- (b) 工具、ダイス及び鋳型

- (c) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
- (d) 生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品
- (e) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (f) 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (g) 触媒及び溶剤
- (h) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であつて、当該その他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

第五十二条 積送基準

- 1 締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。
- (a) 第三国を通過することなく輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること。
 - (b) 経由、積替え又は倉庫への一時蔵置のために一又は二以上の第三国を通過して輸出締約国から輸入締約国へ輸送されること。ただし、次の条件を満たすこと。

(i) 当該原産品について積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が行われていないこと。

(ii) 当該原産品が第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていること。

2 締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とはみなさない。

第五十三条 原産地証明

この章の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a) 次条に規定する原産地証明書

(b) 第五十七条に規定する原産地申告

第五十四条 原産地証明書

1 輸出締約国の権限のある当局は、輸出者によって行われる申請又は当該輸出者の責任の下で当該輸出者によって権限を与えられた代理人によって行われる申請に基づき、原産地証明書を発給する。

2 輸出締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限

に基づき、原産地証明書の発給機関を指定することができる。

3 各締約国は、附属書四に定める様式に適合する原産地証明書の書式を定める。原産地証明書については、附属書四の原産地証明書の注釈に定める記入方法に従って、輸出者が英語により記入し、又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人が輸出者の責任の下で英語により記入する。

4 原産地証明書は、次条に規定する場合を除くほか、船積みの時までに発給する。

5 産品について原産地証明書の発給を申請する輸出者は、原産地証明書の発給を行う輸出締約国の権限のある当局又は発給機関の要請があつた場合にはいつでも、産品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

6 産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に提出する申告であつて、当該産品の生産者が提供する情報又は誓約に基づくものが

(b) 当該輸出者の要請に応じ、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に直接かつ

任意に提出する申告

7 輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる場合には、原産地証明書を発給する。

8 輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。この場合において、当該権限のある当局又は発給機関は、当該産品が原産品であることについて、証拠を要求し、及び輸出者又は生産者が所有する当該産品が原産品であることに関する文書又は情報であつてこの条に規定するものの検査その他の適当と認められる確認を実施する権利を有するものとする。当該権限のある当局又は発給機関は、また、原産地証明書が3に規定する書式に従つて正しく記入されることを確保する。

9 各締約国の権限のある当局又は発給機関は、原産地証明書に相互に関係する番号を付して発給するものとする。

10 産品について原産地証明書の発給を受けた輸出者又は6(b)に規定する生産者は、当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、当該原産地証明書の正確性又は有効性に影響を

及ぼす可能性があるいかなる変更についても、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、その通報を受領した場合には、当該原産地証明書が関税上の特惠待遇の要求のために使用されることなく当該権限のある当局又は発給機関に輸出者から返却されたときを除くほか、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十五条 遡及して発給される原産地証明書

1 次のいずれかの場合には、例外的に原産地証明書を産品の船積み後に発給することができる。

(a) 誤り若しくは意図的でない不作為又は例外的な状況により、船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合

(b) 原産地証明書は発給されたものの、輸入の際に技術的な理由により受理されなかったことにつき、輸出締約国の権限のある当局が満足するような説明がなされた場合

2 1の規定により発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の第九欄に「ISSUED RETRO-SPECTIVELY」との文言を記載するものとする。

第五十六条 原産地証明書の再発給

輸出者は、原産地証明書が有効期間の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に対し、当該権限のある当局又は発給機関が保有する輸出に関する文書に基づいて当該原産地証明書の再発給を申請することができる。このような方法によって発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の第九欄に「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER [DATED]」の文言を記載するものとする。再発給された原産地証明書については、当初の原産地証明書の有効期間中は有効なものとする。

第五十七条 原産地申告

- 1 第五十三条(b)に規定する原産地申告については、次条に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。
- 2 原産地申告については、関係する産品が輸出締約国の原産品であると認められる場合にのみ作成することができる。
- 3 認定輸出者が輸出締約国に所在する産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、次のいずれかのものに基づいて当該産品の原産地申告を作成することができる。

- (a) 当該製品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報
 - (b) 当該製品が輸出締約国の原産品である旨の誓約であつて、当該製品の生産者が当該認定輸出者に提供するもの
- 4 認定輸出者は、輸出締約国の権限のある当局の要請があつた場合にはいつでも、原産地申告を作成した製品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。
 - 5 原産地申告の申告文については、附属書四に定める。認定輸出者は、関係する製品について特定できるように十分詳細に記述した仕入書、納品書その他の商業上の文書にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、英語により原産地申告を作成するものとする。原産地申告については、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。
 - 6 認定輸出者は、製品の船積みの時まで又はその後、当該製品の原産地申告を作成することができる。
 - 7 製品について原産地申告を作成した認定輸出者は、当該製品が輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、そ

の通報を受領した場合には、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十八条 認定輸出者

1 輸出締約国の権限のある当局は、輸出締約国に所在する輸出者に対し、認定輸出者として原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 当該輸出者が輸出締約国の原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b) 当該輸出者が原産地申告の作成に係る業務を適正に行うに足りる知識及び能力を有し、かつ、輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと。

(c) 当該輸出者が、当該権限のある当局に対し、当該輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であつて、手書きで署名したとしたならば当該輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書面により約束すること。

2 輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。原産地申告については、認定輸出者による署名を必要としない。

3 輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者が権限を適正に行使することを確保する。

4 輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある当局は、認定輸出者が1に規定する条件を満たさない場合又は認定輸出者が権限を適正に行使しない場合には、輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

第五十九条 通報

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の際に、他方の締約国に次のものを提供する。

(a) 原産地証明書の様式

(b) 発給機関の名称及び原産地証明書を発給できる職員の名氏並びに権限のある当局又は発給機関の事務所において原産地証明書の発給のために使用される署名及び印章の見本及び図案を記載した登録簿

2 登録簿の変更については、他方の締約国に対して書面により通報する。当該変更については、通報が行われた日の後五日目に効力を生じ、又はそれよりも遅い日であつて当該通報において指定される日に効力を生ずる。

3 輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に対して提供する。一方の締約国は、当該

情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第六十条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸出締約国の原産品について、輸入者が輸入の際に輸入締約国において適用される手続に従って関税上の特惠待遇を要求する場合には、輸入締約国は、この協定に従い、輸入締約国の求めに応じ輸入者が提出する原産地証明に基づき当該関税上の特惠待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の提出を要求しない。

(a) 課税価額の総額が千五百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入（ただし、当該輸入が原産地証明に関する義務を回避することを目的として分割して行われたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。）

(b) 輸入締約国が原産地証明に関する義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のものの提出を要求することができる。

(a) 日本国については、次のいずれかのもの

(i) 通し船荷証券の写し

(ii) 第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

(b) ペルーについては、次のもの

(i) 経由又は積替えの場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であつて、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの

(ii) 蔵置の場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であつて、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの及び当該蔵置を許可した第三国の税関当局その他権限のある当局により当該第三国の法令に従つて発給された文書

第六十一条 輸入に関する義務

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国から輸入される産品につい

て関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

- (a) 有効な原産地証明に基づき、当該産品が輸出締約国の原産品であることについて税関申告の際に書面による申告を行うこと。
- (b) (a)に規定する申告を行う際に原産地証明を所持すること。
- (c) 該当する場合には、前条3に規定する文書を所持すること。
- (d) 税関当局の要請があつた場合には、原産地証明及び(c)に規定する文書を提出すること。
- (e) 申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

2 原産品の輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者は、輸入締約国の法令に従い、当該原産品に関税上の特惠待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税又は提供された担保の払戻し又は解除を輸入締約国の税関当局に申請することができる。ただし、第五十四条又は第五十七条の規定に従って発給され、又は作成された原産地証明及び、必要に応じて、当該原産品の輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に当該税関当局に提出することを条件とす

る。

注釈 この2の規定にかかわらず、日本国への輸入の場合には、超過して徴収された関税の払戻しは適用しない。

3 2の規定は、輸入者が輸入の際に輸入締約国の税関当局に対し、輸入する産品がこの協定に基づく原産品であると申告しなかった場合には、当該産品の有効な原産地証明が当該税関当局に事後に提出されたときであつても、適用しない。

4 輸入者が産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、輸入締約国は、当該産品について関税上の特惠待遇を与えないことができる。

第六十二条 原産地証明の有効性

1 原産地証明は、発給され、又は作成される日から十二箇月間有効なものとする。輸入締約国の税関当局が原産地証明の提出を要求する場合には、当該原産地証明は、その有効期間内における一又は二以上の税関申告に含まれる一回限りの輸入のために、輸入締約国の税関当局に提出される。

2 産品が輸入締約国の税関当局の監督の下で一時輸入され、又は蔵置される場合には、原産地証明の有効期間は、当該税関当局がその一時輸入又は蔵置を認めた期間延長することができる。

3 輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、定められた最終期日までに提出できなかったことが例外的な状況によるものであるときは、関税上の特惠待遇を与える目的で当該原産地証明を受理することができる。

第六十三条 補助的な文書

第五十四条5及び第五十七条4に規定する文書であつて、原産地証明の対象となる産品が輸出締約国の原産品であることを証明する目的のために使用されるものについては、特に次のものを含めることができる。

- (a) 輸出者又は生産者が関係する産品を得るために行った加工についての直接的な証拠
- (b) いずれかの締約国において使用された材料の原産性を証明する文書であつて、当該いずれかの締約国の法令に従つて使用されるもの
- (c) いずれかの締約国における材料についての作業又は加工を証明する文書であつて、当該いずれかの締約国の法令に従つて使用されるもの

(d) 使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する原産地証明であつて、当該いずれかの締約国において発給され、又は作成されるもの

第六十四条 文書及び記録の保管

1 原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間、第五十四条5に規定する文書を保管しなければならない。

2 原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、当該原産地証明書についての記録及び当該原産地証明書の発給に必要な補助的な情報を、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管する。

3 原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも五年間、当該原産地申告の写し及び第五十七条4に規定する文書を保管しなければならない。

4 製品の生産者であつて、第五十四条6(a)に規定する誓約を提供するもの又は同条6(b)に規定する申告を提出するものは、原産地証明書の発給の日又は同条6(a)に規定する誓約が当該生産者により輸出者に対して提供された日の後少なくとも五年間、当該製品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。た

だし、当該生産者により提供された誓約又は提出された申告に基づき原産地証明書が発給されなかった場合は、この限りでない。

5 第五十七条3(b)に規定する製品の生産者は、同条3(b)に規定する誓約が当該生産者により認定輸出者に対して提供された日の後少なくとも五年間、当該製品の原産地に関連する記録を保管しなければならぬ。ただし、当該生産者により提供された誓約に基づき原産地申告が作成されなかった場合は、この限りでない。

6 この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。

第六十五条 軽微な誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な誤り（例えば、軽微な表現の相違又は語句の欠落、タイプの誤り、指定された欄からのみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な誤りが原産地証明に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

第六十六条 確認手続

1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれ自国の法令に従い、原

産地証明に関する情報を確認するために相互に支援する。

2 輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品がこの章に規定する要件を満たすか否かを決定するため、輸入締約国の関係当局を通じて次のいずれかの方法により原産地証明に関する情報を確認することができる。

(a) 輸入者に対し、原産地証明に関する情報を要請すること。

(b) 輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明に関する情報を当該原産地証明に基づいて要請すること。

(c) 第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者からの原産地証明に関する情報を輸出締約国の権限のある当局を通じて要請すること。

(d) 輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の関係当局のオブザーバーとしての立会いの下に第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じて当該産品の生産において使用された設備の確認を行い、及び収集した情報を訪問の後に提供することを、輸出締約国に対して要請すること。

3 輸入締約国の関係当局は、2の規定の実施のために、確認の要請を行う理由を付して、原産地証明の写しを輸出締約国の権限のある当局に返送する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該権限のある当局に送付するものとする。

4 (a) 輸出締約国の権限のある当局は、2(b)及び(c)の規定の実施のために、要請された情報をその要請の受領の日の後三箇月以内に提供する。

(b) 輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、原産地証明に関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、当該関係当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報をその要請の受領の日の後二箇月以内に提供する。

5 (a) 輸入締約国の関係当局は、2(d)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、その要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により輸出締約国に送付する。

(b) (a)の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (i) 当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項
 - (ii) 輸出締約国に所在し、かつ、第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者であつて、その施設への訪問が要請されるものの名称
 - (iii) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (iv) 訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明に記載された産品であつて、確認の対象となつているものの明記を含む。）
 - (v) 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職
- (c) 輸出締約国は、2(d)の規定により要請される訪問の実施を受諾するか否かを、(a)の規定により送付される書面を受領した後三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- (d) 輸出締約国は、訪問の最終日の後六十日以内又は相互に同意するその他の期間内に、2(d)の規定により収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。
- 6 輸入締約国の関係当局は、輸出締約国が確認の要請を受領した後十二箇月以内に、輸出締約国の権限のある当局に対し、確認の対象となる産品がこの章に規定する要件を満たすか否かについての書面による決

定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

7 (a) 輸入締約国の関係当局は、製品の輸入者が当該関係当局からの原産地証明に関する情報に係る要請であつて、2 (a)の規定によるものに応じない場合には、当該製品について関税上の特惠待遇を与えないことができる。

(b) 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(i) 4若しくは5 (d)に規定する期間内に情報を提供するとの要件又は5 (c)に規定する期間内に5 (a)に規定する書面に対して回答するとの要件が満たされない場合

(ii) 2 (d)に規定する要請が拒否される場合

(iii) 2 (b)から(d)までの規定により輸入締約国の関係当局に提供された情報がこの章に規定する要件を産品が満たすことを証明するために十分でない場合

(c) 輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、問題とされる原産地証明の対象となる産品について関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該産品の引取

りを妨げる理由となつてはならない。

(d) 輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特惠待遇を与える要件を満たさないとの決定を既に行っている場合には、その後輸入される当該生産者の同種の産品がこの章に規定する要件を満たすことが証明されるまで、当該同種の産品の輸入者に対し、当該同種の産品について関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。

第六十七条 罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第六十八条 秘密性

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの章の規定に従って一方の締約国に秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2 輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従って入手する情報については、

(a) この章の規定の実施のために、当該関係当局のみが利用することができるものとする。

(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該情報の使用の許可を輸入締約国が要請し、かつ、当該許可が輸入締約国に提供される場合を除くほか、輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。

第六十九条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) この章の規定の効果的な、統一的な、かつ、一貫した運用（この章の規定の解釈、適用及びこれらに関する協力の増進を含む。）

(ii) 附属書三の改正（統一システムの改正を考慮したもの）及び附属書四の改正であって、いずれかの締約国が提案するもの

(iii) 次条に規定する運用上の手続規則

(b) この章の規定に関連するその他の問題（原産地の決定に関連する関税分類及び関税評価、原産資格割合の計算並びに電子証明の制度の開発を含む。）であつて両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。

第七十条 運用上の手続規則

委員会は、この協定の効力発生の際に、この章の規定に関する詳細な指針を定める運用上の手続規則を採択することができる。

第七十一条 雑則

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う。

第七十二条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

この協定は、この章の規定に適合する産品であつて、この協定の効力発生の日に出締約国から輸入締約

国に輸送中であり、又は税関当局の監督下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告が、当該産品が第五十二条に規定する積送基準を満たすことを示す第六十条に規定する文書とともに、この協定の効力発生の日の後四箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第七十三条 適用範囲

1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関及び両締約国間で取引される物品（輸送手段を含む。）であつて両締約国の関税領域に出入りするものに対する税関管理に必要な税関手続について適用する。

2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従つて実施される。

注釈 この条及び第七十五条の規定の適用上、「関税領域」とは、締約国の関税法令が適用される領域をいう。

第七十四条 目的

この章は、両締約国間の物品の貿易を円滑化し、並びに関税法令の違反を防止し、調査し、及び抑止するため、次のことを行うことを目的とする。

- (a) 透明性、関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること。
- (b) 税関手続の分野における協力を促進すること。

第七十五条 定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過又は蔵置に関する法令であつて、各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第七十六条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、可能な限り英語により、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、可能な限り、修正された情報を当該改正

の効力発生に十分先立って英語により容易に利用可能なものとする。ただし、その事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えその他の適切な情報も併せて提供する。

4 各締約国は、税関に係る事項に關する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に應ずる一又は二以上の照会所を指定し、特に自国のウェブサイトにより、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第七十七条 情報通信技術

各締約国は、自国の税関手続における情報通信技術の利用を促進する。

第七十八条 危険度に応じた管理手法

税関手続を容易にするため、両締約国は、危険度の高い物品の検査活動に集中することができる危険度に

応じた管理手法の制度であつて、危険度の低い物品の通関（引取りを含む。）及び移動を簡素化するものを維持する。

第七十九条 通関

- 1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性がある方法でそれぞれの税関手続を適用する。
- 2 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関（引取りを含む。）のため、次のことを行う。
 - (a) 自国の税関手続を簡素化すること。
 - (b) 関税協力理事会の主権の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。
 - (c) 適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。
 - (i) 自国の他の国内当局
 - (ii) 自国の貿易関係者
 - (d) 次の税関手続を採用し、又は維持すること。

(i) 輸入される物品が到着する前に当該物品の通関に関する情報（文書を含む。）を確認するための税関手続

(ii) 税関当局が検査を終了した後又は検査を行わないことを決定した後には保税倉庫に蔵置することなく直ちに物品を輸入のために引き取ることを認めるための税関手続。ただし、次の全ての条件を満たす場合に限る。

- (A) 関税法令の違反がないこと。
- (B) 輸入承認書その他必要とされる書類が取得されていること。
- (C) 関連する税関手続について全ての許可が与えられていること。
- (D) 税が納付されており、又はその徴収を確保するために適切な措置がとられていること。

第八十条 積荷のための別個のかつ迅速な税関手続

各締約国は、積荷のための税関手続であつて、通常の税関手続とは別個の、かつ、通常の税関手続よりも迅速なものを採用し、又は維持する。その手続においては、各締約国の法令に従い必要な全ての税関書類が提出された後の簡素化された物品の通関について規定するものとする。

第八十一条 事前教示

輸入締約国は、自国の法令に従い、製品の関税分類及び関税評価並びに当該産品が前章の規定に従って輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入に先立つ事前の教示についての手続を採用し、又は維持する。ただし、製品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は輸出締約国に所在する当該産品の輸出者、生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは当該生産者の代理人が、必要な全ての情報とともに書面による当該事前の教示の申請を行い、かつ、輸入締約国が当該事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合に限り。

第八十二条 審査

各締約国は、自国による税関に係る事項についての決定に関し、影響を受ける当事者に対し、容易に利用可能な行政上及び司法上の審査についての手続を提供する。当該審査は、当該決定を行った職員又は部局から独立したものとす。

第八十三条 税関協力及び情報の交換

1 両締約国は、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で、税関手続の分野において相互に協力

し、及び情報を交換する。その協力及び情報の交換には、相互行政支援及び技術援助を含む。

2 1の規定に基づく協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3 第七条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第八十四条 罰則

この章の規定の適用上、各締約国は、自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する。

第八十五条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b) この章の規定に関連する分野であって、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

(c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 両締約国間に生ずる意見の相違を解決するため、関税分類に関する問題について協議すること。

注釈 当該問題がこの(d)に規定する協議において解決されない場合には、当該問題は、関税協力理事

会の統一システム委員会に付託されるものとする。

(e) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五章 衛生植物検疫措置

第八十六条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国の全ての衛生植物検疫措置であつて、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第八十七条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第八十八条 照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第八十九条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b) 各締約国の衛生植物検疫措置（行政手続を含む。）についての相互理解を向上させるため、両締約国における衛生植物検疫に係る事件の発生、両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入その他の事項（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）

について情報を交換すること。

(c) 一方の締約国によって認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国に通報すること。

(d) 衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある両締約国間の特定の問題を明らかにし、及び当該問題に取り組むため、科学に立脚した技術的な協議を行うこと。

(e) 衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(f) 各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とした衛生植物検疫措置に関する両締約国間の技術的な協力（能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含む。）について討議すること。

(g) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

5 この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。

- (a) 日本国については、外務省又はその後継機関
- (b) ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第九十条 適用範囲

1 この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であつて、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様
- (b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書 A に定義する衛生植物検疫措置

第九十一条 目的

この章の目的は、次のとおりとする。

- (a) 貿易の技術的障害に関する協定の実施の改善を通じ、両締約国間の貿易を増大し、及び促進すること

と。

(b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(c) 両締約国間の協力を促進すること。

第九十二条 定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第九十三条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第九十四条 国際標準

1 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.4 及び 5.4 の規定が定める範囲内で、関連する国際規格及び指針又は勧告を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2 一方の締約国は、国際標準化の活動において、自国の国内標準化機関が他方の締約国の関連する国内標

準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国が構成員である地域標準化機関又は国際標準化機関において行うことができる。

第九十五条 強制規格

1 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、他方の締約国の強制規格が一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを一方の締約国が認めることを条件とする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決定する場合には、他方の締約国の要請に応じ、その決定について説明する。

3 一方の締約国が他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する場合には、他方の締約国は、一方の締約国の要請に応じ、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で提供する。

第九十六条 適合性評価

1 両締約国は、一方の締約国が他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを

促進するための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の区域内において用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

2 一方の締約国は、他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合には、他方の締約国の要請に応じ、かつ、自国の法令に従い、他方の締約国が適当なときは是正手段をとることができるようにその決定の理由について説明する。

3 一方の締約国は、可能な場合には、自国の区域内における適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他方の締約国における適合性評価機関を認定し、指定し、又は承認する。一方の締約国は、自国の区域における機関であって特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を行うが、他方の締約国における機関であって当該強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を拒否する場合には、他方の締約国の要請に応じ、その拒否の理由について説明する。

4 一方の締約国は、他方の締約国において適合性評価機関によって行われた適合性評価手続の結果を自国の区域において承認する取決めを締結するための交渉を開始することについて他方の締約国から要請を受

けた場合において、当該要請を拒否することを決定したときは、他方の締約国に対し、その決定の理由について説明する。

第九十七条 透明性

1 一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく世界貿易機関の事務局への通報と同時に、貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って設けられた他方の締約国の照会所に対し、電子的な手段により、次のものに係る通報を行う。

(a) 自国の強制規格案及び適合性評価手続案

(b) 安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上生じている又は生ずるおそれがある緊急の問題に対処するために制定された自国の強制規格及び適合性評価手続

2 一方の締約国による強制規格及び適合性評価手続に係る通報には、当該強制規格及び適合性評価手続の英語版テキストを掲載するウェブサイトのアドレスについての情報又は他方の締約国の要請があった場合には当該英語版テキストの写しを可能であれば含めることとする。当該写しが長大である場合には、当該写しに代えて主要な要件を含む当該強制規格及び適合性評価手続の英語の要約を含めることとする。

- 3 両締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合を除くほか、一方の締約国による強制規格案及び適合性評価手続案に係る通報の後、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日間の期間を置くよう努める。いずれの締約国も、意見の提出期間の延長についての合理的な要請に対して積極的な考慮を払う。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。
- 5 各締約国は、制定された全ての強制規格及び適合性評価手続が無料の、かつ、公に利用可能な公式のウェブサイトにおいて入手できることを確保するよう努める。両締約国は、この協定の効力発生から六十日の期間内に公式のウェブサイトの一覧表を交換し、適当な場合には、当該一覧表の修正を交換する。
- 6 一方の締約国は、強制規格を遵守していないことが認められたことにより他方の締約国から輸出された産品を入港の際に留置する場合には、当該産品の留置の理由について輸入者に直ちに通報するよう努める。

第九十八条 技術協力

両締約国は、特に次の目的のため、協力及び技術援助を相互に提供することに可能な限り積極的な考慮を払う。

- (a) この章の規定の実施を奨励すること。
 - (b) 貿易の技術的障害に関する協定の実施を奨励すること。
 - (c) 人的資源の形成及び訓練を含め、標準化、強制規格及び適合性評価手続に関連する機関を強化すること。
 - (d) 標準化及び適合性評価の分野において国際機関における協力を増進すること。
- 第九十九条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
- 1 両締約国は、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
 - 2 小委員会は、次のことを任務とする。
 - (a) この章の規定の実施及び運用について監視を行うこと。
 - (b) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続の

作成、制定又は適用に関し、締約国が提起した問題に速やかに取り組むこと。

(c) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善において協力を強化すること。

(d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。

(e) 貿易の技術的障害に関する協定第十三条の規定に基づいて設置された貿易の技術的障害に関する委員会の下での進展に照らしてこの章の規定を検討し、必要な場合には、この章の改正についての勧告を作成すること。

(f) 適当と認める場合には、委員会に対しこの章の規定の実施及び運用に関する報告を行うこと。

(g) この章の目的を達成するために必要な場合には、特定の問題又は分野を扱う特別作業部会を設置すること。

(h) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に従事する地域的な場及び多国間の場での活動に関する情報の交換を行うこと。

(i) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の実施並びに両締約国間の貿易の促進に資すると両締約国が考える措置をとること。

- (j) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。
- 4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
- 5 この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。
 - (a) 日本国については、外務省又はその後継機関
 - (b) ペルーについては、通商観光省又はその後継機関
- 6 5に規定する当局は、自国の区域内における関連する機関及び者の間の調整を行うこと並びに必要に応じて当該機関及び者の招集を確保することについて責任を負う。

第百条 情報の交換

一方の締約国がこの章の規定に従って要請する情報及び説明は、両締約国が合意する合理的な期間内（可能な場合には六十日以内）に、印刷物で又は電子的に、他方の締約国によって提供される。

第七章 国境を越えるサービスの貿易

第百一条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、次のものを含む。

- (a) サービスの提供に影響を及ぼす措置
- (b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置
- (c) サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービス（流通、運送並びに電気通信網及び電気通信サービスを含む。）へのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置
- (d) 一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置
- (e) サービスの提供を行うための条件として債権その他の形式による金銭上の保証を提供することに影響を及ぼす措置

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に

影響を及ぼすものを除く。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (iii) コンピュータ予約システムのサービス
- (b) 第四百四十四条に定義する政府調達

3 第三百三条、第三百六条、第一百十条及び第一百一十一条の規定は、対象投資財産によるサービスの提供に影響を及ぼす締約国の措置についても適用する。

注釈 両締約国は、この章（この3の規定及びこの章の附属書を含む。）のいかなる規定も、投資協定第十八条（一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決）の規定の対象とはならないことを了解する。

4 この章の規定は、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民又は一方の締約国において永続的に雇用される他方の締約国の国民に関し、一方の締約国に対し、いかなる義務をも課するものではなく、また、雇用市場への進出又は雇用に関し、当該国民に対し、いかなる権利をも与えるものではない。

ない。

5 この章の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。政府の権限の行使として提供されるサービスとは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

6 附属書七は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関し、この章（適用範囲及び定義を含む。）及び投資協定の補足規定を定める。

注釈 この6の規定の適用上、「金融サービスの貿易」とは、附属書七第二条1(f)に定義する金融サービスの貿易をいう。

第二百二条 定義

1 この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に

関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(c) 「対象投資財産」とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(d) 「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であつて、一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii) 一方の締約国の国民によるサービスの提供であつて、他方の締約国の区域内において行われるもの

(e) 「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(f) 附属書五第一編三十五を除くほか、「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有する

ことをいう。

(g) 「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の全ての段階の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の全ての段階の政府又は機関によつて委任された権限を行使するに当たつて、採用し、又は維持する措置

(h) 「国民」とは、締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(i) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(j) 「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈 企業がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の対象投資財産を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、この章の規定に

基づいてサービス提供者に与えられる待遇が当該対象投資財産を通じて与えられる。当該待遇は、当該対象投資財産に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(k) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(1) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他の航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

2 この章の規定の適用上、

(a) 企業がいずれかの者によつて「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業がいずれかの者によつて「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は

当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第百三条 補助金

1 一方の締約国は、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しい影響を及ぼす新たな補助金又は贈与の導入を速やかに、かつ、少なくとも毎年、他方の締約国に通報する。

2 他方の締約国の補助金又は贈与によって悪影響を受けていると認める一方の締約国は、他方の締約国に対し、その問題について協議を行うよう要請することができる。他方の締約国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。

注釈 この章に規定する「協議」とは、第二百八条の規定に基づく協議を意味しない。

3 両締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1に規定する交渉又は他の多数国間の場で行われる類似の交渉であつて両締約国が参加するものの結果が両締約国について効力を生ずる場合には、それらの交渉において合意される規律を適当なときにこの章の規定に組み込むため、それらの交渉の結果について共同で検討する。

第四百四条 内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

第四百五条 最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四百六条 市場アクセス

いずれの締約国も、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮す

るとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第一百七条 現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所、支店若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

第百八条 適合しない措置

1 第百四条から前条までの規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) これらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 日本国については、
 - (A) 中央政府又は都道府県により維持され、附属書五第一編の自国の表に記載する措置
 - (B) 都道府県以外の地方政府により維持される措置
 - (ii) ペルーについては、
 - (A) 中央政府又は地域政府により維持され、附属書五第二編の自国の表に記載する措置
 - (B) 地方政府により維持される措置
- (b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c) (a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第百四条から前条までの規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2 第百四条から前条までの規定は、附属書六の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第百九条 通報

1 一方の締約国は、前条1(c)の規定に従い附属書五の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合には、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2 一方の締約国は、この協定の効力発生の後に附属書六の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第百十条 透明性

各締約国は、第一章の規定を実施するほか、次のことを行う。

(a) この章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ず

るよう努めること。

(b) この章の規定の対象となる事項に関連する規制を制定する場合には、当該規制の案に関する公衆から受領した意見及び当該意見に対する検討結果を可能な範囲内で公表すること。

注釈 締約国は、当該意見及び当該意見に対する検討結果を取りまとめ、及び最終的な規制を定める文書とは別の文書において当該意見及び当該検討結果を公表することができる。

第百十一条 国内規制

1 締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置であって、サービス分野において一方の締約国が採用し、又は維持するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が次の基準に適合

することを確保する。

- (a) 客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) 免許の手續については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

3 2の規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った分野についてのみ、当該締約国を拘束する。2の規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行わなかった分野について、可能な範囲内で適用する。

注釈 この3の規定の適用上、「分野」とは、サービス貿易一般協定に基づく締約国の特定の約束に係る表において特定された関連するサービスの一若しくは二以上又は全ての小分野をいう。

4 両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に従い、必要な規律の作成に関する双方の誓約を確認する。両締約国は、当該規律が世界貿易機関の加盟国によって採択される範囲内において、適当な場合に当該規律をこの章の規定に組み込むため、当該規律について共同で検討する。

第百十二条 承認

1 締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、また、4に規定する義務に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、関係国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、行うことができる。

2 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、承認する場合には、第五十五条のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

3 2に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国が関心を有する場合には、他方の締約国が当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための

機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

4 　いずれの締約国も、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又は国境を越えるサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

第百十三条 支払及び資金の移転

1 　各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転及び支払であつて、国境を越えるサービスの提供に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。

2 　各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連する資金の移転及び支払が、自由利用可能通貨により移転又は支払の時点の市場における為替相場で行われることを認める。

3 　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転又は支払を妨げ、又は遅らせることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 法の執行又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存

(d) 刑事犯罪

- (e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

4 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十三条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第百十四条 実施

両締約国は、第十四条の規定に基づいて設置する委員会の枠内において、この章の規定の実施を検討し、及び国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼす相互に関心を有するその他の事項を検討するために協議を

行う。

第百十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の企業であつて他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されていると認め、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の企業であつて他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第八章 電気通信サービス

第百十六条 適用範囲

- 1 この章の規定は、次の措置について適用する。
 - (a) 締約国が採用し、又は維持する措置であつて公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関するもの
 - (b) 締約国が採用し、又は維持する措置であつて公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の義務に関するもの
 - (c) 締約国が採用し、又は維持するその他の措置であつて公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスに関するもの
- 2 第百二十五条及び第百三十一条の規定は、電気通信サービスについても適用する。
- 3 この章の規定は、自国の法令に規定する放送サービス（ラジオ番組及びテレビジョン番組の有線放送を含む。）に影響を及ぼす締約国の措置については、適用しない。
- 4 この章のいかなる規定も、次の(a)若しくは(b)に規定することを要求し、又は(c)に規定することを妨げる

ものと解してはならない。

(a) 一方の締約国が、他方の締約国のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。ただし、この協定において許可につき明示的に定める場合を除く。

(b) 締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

(c) 締約国が、企業内通信のための伝送網の運営者に対し、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを第三者に提供するために当該運営者の当該伝送網を使用することを禁止すること。

第百十七条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

- (b) 「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。
- (c) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。
 - (i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
 - (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
- (d) 「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であつて、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられたものをいう。
- (e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
- (i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

注釈1 ペルーについては、固定加入者回線の八十パーセント以上を地方において運用している地方の電話会社は、主要なサービス提供者とみなさない。

注釈2 この章の規定の適用上、基本電気通信サービスには、公衆一般に提供されない電気通信サービス及び付加価値サービスを含まない。各締約国は、自国の区域内におけるいずれの電気通信サービスが付加価値サービスであるかを分類することができる。

(f) 「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(g) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(h) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいい、典型的には、二以上の地点の間で顧客が提供する情報であって、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わないものを含む。当該伝送サー

ビスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

- (i) 「電気通信」とは、光通信を含む電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
- (j) 「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する機関をいう。
- (k) 「利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの消費者、加入者又は提供者をいう。

第百十八条 アクセス及び利用

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、一方の締約国内において又は一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

- (a) 当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であつてサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。
 - (b) 当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。
 - (c) 当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。
 - (d) データの変換を行い、信号を送信し、及び機能进行处理すること。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関の他の加盟国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。
- 4 3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措

置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 通信の安全及び秘密を確保すること。

(b) 利用者の個人情報を保護すること。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6 5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

- (a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件
- (b) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第三百三十一条に規定する目標の達成を促進するとの要件
- (c) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件
- (d) 専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限
- (e) 届出、認可、登録及び免許

注釈 この条の規定は、一方の締約国が他方の締約国のサービス提供者に対し、一方の締約国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するために免許、許可その他の種類の承認の取得を要求することを妨げるものではない。

各締約国は、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、携帯電話のサービスその他自国が指定するサービスに番号ポータビリティを提供することを確保する。

注釈 この条の規定にかかわらず、ペルーは、番号ポータビリティを提供するに当たり、経済的実行可能性を考慮することができる。

第二百二十条 競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、及び維持する。

2 1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって公衆電気通信の伝送網又は公衆

電気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適

時に利用することができるようにはしないこと。

第二百一十一条 主要なサービス提供者による待遇

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者自体、当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

- (a) 同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

注釈 日本国については、この条の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみに適用する。

第二百二十二条 再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に対し、不合理又は

差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第二百二十三条 相互接続

1 一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の設備及び機器に対し、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づくこと。

(b) 当該主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(c) 他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含

む。)及び料金(原価に照らして定められるもの)に基づいて適時に提供されること。

(d) 要請があつた場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2 各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者に対し、接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款であつて、当該主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供者に一般に提供する料金及び条件を含むものを公に利用可能なものとすることを要求する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれか一の約款又は条件に従い、当該提供者の設備及び機器を一方の締約国の区域内における主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができるとを確保する。

(a) 接続約款(少なくとも、相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの要求及び提供を行う場合の手續又は手順を含む。)

(b) その他の標準的な相互接続に関する約款(料金(可能な場合に限る。))及び条件であつて、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供するも

のを含む。)

(c) 相互接続に関する協定であつて効力を有するものに定める条件

(d) 相互接続に関する協定であつて新たなものの交渉を通じて提供される条件

4 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとするを確保する。

5 各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款のいずれかを公に利用可能なものとするを確保する。

6 各締約国は、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者又はそれらの最終利用者についての商業上機微な又は秘密の情報であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の電気通信設備との相互接続業務を通じて取得したものを、当該相互接続業務以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

7 (a) 日本国は、1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に限る。

(b) ペルーは、1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に限ることができる。

第二百二十四条 専用回線によるサービスの提供及び価格

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金に基づき、専用回線によるサービスであつて公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

注釈 日本国については、この条の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみに適用する。

第二百二十五条 独立の電気通信規制機関

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関がいかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わないことを確保する。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全て

の参加者について公平であることを確保する。

第二百二十六条 ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第二百二十七条 免許基準の公の利用可能性

1 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供に免許、許可、認可、登録その他の種類の承認が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a) 全ての免許その他の承認に係る基準及び手続並びに免許、許可、認可、登録その他の種類の申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b) 締約国が付与する個別の免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の条件

2 締約国の権限のある当局は、申請に係る決定を行った後、不当に遅滞することなく、申請者に申請の結

果を通知する。免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の申請を拒否する決定が行われる場合には、申請者の要請に応じ、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する。

第二百二十八条 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、第六六条の規定と矛盾する措置ではない。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定に適合する態様で行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

第二百二十九条 透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関する措置が公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 技術的インタフェースの仕様
- (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採択について責任を有する機関
- (d) 公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件
- (e) 届出、認可、登録又は免許の要件

第三百十条 電気通信に関する紛争解決

1 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2 各締約国は、自国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者で

あつて関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する。いずれの締約国も、適当な当局が当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを根拠として当該電気通信規制機関の決定に従わないことを認めてはならない。

注釈 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者は、締約国の法令に当該申立ての利用を確保する旨の定めがある場合を除くほか、行政上の決定について再検討するよう申し立てることができない。

3 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて関係する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、独立した司法当局による当該決定についての司法上の審査を受けることができることを確保する。いずれの締約国も、当該司法当局が当該決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定に従わないことを認めてはならない。

第三百三十一条 国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を促進することを約束する。

第三百二十二条 他の章との関係

この章の規定と第一章（第十条及び第十一条を除く。）、前章（附属書七第八条を除く。）及び第十二章の規定並びに投資協定（それらの附属書を含む。）とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この章の規定が優先する。この章の規定と第十条、第十一条又は附属書七第八条の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、後者が優先する。

第九章 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在

第三百三十三条 一般原則

1 この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、附属書八の規定に従い商用目的の国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて促進したいという両締約国の希望、入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定める必要性並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永

継続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

- 2 各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速に当該措置をとる。

第三百三十四条 適用範囲

- 1 この章の規定は、一方の締約国の国民であつて、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。この章のいかなる規定も、他の章の規定に関し、義務を課するものと解してはならない。

- 2 この章の規定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

- 3 この章のいかなる規定も、一方の締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の国民の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置がこの協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨

げ、又は遅らせるような態様で適用されないことを条件とする。

注釈 特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせているとはみなさない。

第三百三十五条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「入国及び一時的な滞在」とは、他方の締約国の商用目的の国民が永続的に居住する意図を有することなく一方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

(b) 「出入国管理に関する措置」とは、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置をいう。

(c) 「国民」とは、締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(d) 「商用目的の国民」とは、附属書八に定める活動に従事する締約国の国民をいう。

第三百三十六条 入国及び一時的な滞在の許可

1 一方の締約国は、この章の規定（附属書八を含む。）に従い、他方の締約国の商用目的の国民であつて、入国及び一時的な滞在に適用される現行の出入国管理に関する措置に適合するものに対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

2 一方の締約国は、自国の権限のある当局により入国及び一時的な滞在に係る申請に課される手数料自体が他方の締約国の商用目的の国民による入国及び一時的な滞在であつて、この章の規定に基づくものに対し不当な障害とならないこと及び必要な事務費を考慮して当該手数料を定めることを確保する。

第三百三十七条 情報の提供及び手続の円滑化

一方の締約国は、第五条の規定を実施するほか、入国及び一時的な滞在に関する情報の透明性が両締約国にとって重要であることを認識して、次のことを行う。

(a) 他方の締約国に対し、この章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供すること。

(b) この協定の効力発生の日の後六箇月以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する説明資料（関係法令への言及を含む。）を包括的な文書により、他方の締約国の国民が知ることが

できるような方法で作成し、公表し、及び両締約国において公に利用可能なものとする。

(c) 可能な範囲内で、自国の法令に従い、出入国管理に関する文書の発給を受けた他方の締約国の商用目的の国民に対する入国及び一時的な滞在の許可であつて、この章の規定に基づくものに関する数値を収集し、維持し、及び他方の締約国の要請があつた場合には、他方の締約国が利用することができるようにすること。

(d) 自国の法令に従い、他方の締約国の商用目的の国民による入国及び一時的な滞在に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努めること。

第三百三十八条 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会

1 両締約国は、ここに商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b) この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置に関する情報を交

換するための手続を定めること。

(c) 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の作成について検討すること。

(d) 次条の規定に基づいて協力の対象となる事項を監視すること。

(e) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、少なくとも三年に一回会合を開催し、並びに両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第三百三十九条 協力

両締約国は、第三百三十三条に定める原則を考慮して、次のことを行う。

(a) 附属書八に掲げる商用目的の国民に対する査証政策に関する意見交換を行うこと。

(b) この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす枠組みにおける計画及び技術（生体情報による本人認証技術及び事前旅客情報システムの使用に関するものを含む。）の実施に関する意見交換を行うこと。

(c) この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在の円滑化を促進するため、多数国間の場において積極的に調整するよう努めること。

第四百十条 紛争解決

1 いずれの締約国も、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、第十五章の規定に定める紛争解決手続を開始することができない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b) 該当する締約国の商用目的の国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2 他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置が開始された日の後一年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する一方の締約国の国民に起因する遅延によるものでない場合には、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第四百十一条 出入国管理に関する措置

この章、第一章、第十五章及び第十六章に特に定める場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入

国管理に関する措置について締約国に義務を課するものではない。

第四百二十二条 透明性

1 各締約国は、第五条の規定を実施するほか、可能な範囲内で、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する申請及び手続に関し、利害関係者からの照会に応ずるよう努める。

2 各締約国は、入国査証の申請が自国の法令に基づき完全であると認められた後二十執務日を超えない合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。各締約国は、申請者の要請があつた場合には、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

第十章 政府調達

第四百十三条 適用範囲

1 この章の規定は、次に規定する政府調達（購入又は借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）のような方法を通じて行ふ契約によるもの）に関する措置であつて、締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a) 附属書九において特定する調達機関による政府調達

(b) 附属書九において特定する物品、サービス及び建設サービスの政府調達

(c) 調達計画の公示を行う時点において、締結される契約の価額が附属書九において特定する基準額以上であると見積もられる政府調達

注釈 締約国が採用し、又は維持する政府調達に関する措置には、公共事業に関する特別の許可に係る契約を含む。

2 いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

注釈 この章のいかなる規定も、締約国がこの章の規定に反しない限りにおいて、新たな調達に関する政策、手続又は契約の方法を、作成することを妨げるものではない。

第四百四十四条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「政府調達」とは、政府用の物品、サービス又はそれらを組み合わせたものの調達をいう。ただし、商業的販売又は商業的再販売のための調達及び商業的販売又は商業的再販売のための物品又はサービス

の生産又は供給において用いるための調達を除く。

(b) 「書面により」とは、文字又は数字による表現であつて、判読し、及び複製することができ、かつ、事後においても伝達することができ、また、電子的に送信され、及び保存された情報によることを含むことができる。

(c) 「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(d) 「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であつて遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格には、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベルによる表示に関する要件であつて物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、任意規格は、それらの事項のうちいずれかのものでのみでも作成することができる。

(e) 「供給者」とは、調達機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第四百四十五条 内国民待遇及び無差別待遇

1 一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者であつて他方の締約国の物品及びサービスを供給するものに対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、次のことを確保する。

(a) 自国の調達機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の自然人若しくは企業との提携関係の程度に基づいて、又は他方の締約国の自然人若しくは企業が当該供給者を所有していることに基づいて国内に設立された他の供給者よりも不利に取り扱わないこと。

(b) 自国の調達機関が、国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別しないこと。

3 この条の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置を除く。）については、適用しない。

第四百四十六条 原産地規則

一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のために他方の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスにつき、通常の貿易において一方の締約国が適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

注釈 通常の貿易において適用するサービスについての原産地規則は、サービス貿易一般協定第二十八条(f)及び(g)の規定に従って解するものとする。

第四百四十七条 契約の評価

この章の規定を実施する上で、契約の価額の算定に当たっては、次の規定に従う。

- (a) 評価については、全ての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料及び利子を含む。）を考慮する。
- (b) 調達機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達をも分割してはならない。
- (c) 調達計画が選択権条項を必要とする旨定めている場合は、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む最大限の調達価額の総額とする。

第四百四十八条 調達の効果を減殺する措置の禁止

1 各締約国は、自国の調達機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において、又は入札の評価及び落札の決定において調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮することがないことを確保する。

2 この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、調達機関が調達に先立ち、又は調達の過程において考慮し、求め、又は課する条件であつて、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はそれらと同様のことを要求することにより、当該調達機関が属する締約国内の開発を奨励し、又は当該締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第四百四十九条 技術仕様

1 技術仕様であつて、調達される物品若しくはサービスの特性（例えば、品質、性能、安全、寸法）、記号、専門用語、包装、証票及びラベル又は生産工程及び生産方法について規定したもの並びに調達機関が定める適合性評価手続に係る要件は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

い。

2 調達機関は、技術仕様について、適当な場合には、次の(a)及び(b)に規定する要件に従って定める。

(a) デザイン又は記述面の特性よりも性能に着目して特定すること。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格又は国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格若しくは建築基準に基づくこと。

3 各締約国は、自国の調達機関が、技術仕様において、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン若しくは型式、産地又は生産者若しくは供給者を要件とし、又はそれらに言及することのないことを確保する。ただし、それらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

4 各締約国は、自国の調達機関が、特定の調達のためのあらゆる技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、公正な競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性がある者に求めないこと又は当該者から受けないことを確保する。

5 各締約国（自国の調達機関を含む。）は、この条の規定に基づき、天然資源の保存を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

第二百五十条 入札の手續

1 各締約国は、自国の調達機関が、この章の規定に適合する入札の手續であつて、自国の法令に基づくものによつて契約を締結することを確保する。

2 各締約国は、自国の調達機関が、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法により与えないことを確保する。

3 各締約国は、自国の調達機関が、透明性のある、かつ、公平な方法であつて、次のことを満たすものにより調達を実施することを確保する。

- (a) この章の規定に合致するものであること。
- (b) 利益相反を回避するものであること。
- (c) 腐敗行為を防止するものであること。

第二百五十一条 供給者の資格の審査

1 一方の締約国は、自国の調達機関が供給者の資格の審査の過程において、他方の締約国の供給者を差別

しないことを確保する。資格の審査に係る手続は、次の規定に合致するものでなければならない。

(a) 入札の手続への参加のためのいかなる条件も、関心を有する供給者が資格の審査に係る手続を開始することができるよう、また、当該手続を早期に完了することが調達制度の効率的な運用と両立する場合には当該供給者が当該手続を早期に完了することができるよう、適当に早い時期に公示される。

(b) 入札の手続への参加のためのいかなる条件も、潜在的な供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。

(c) 供給者に要求される参加のための条件（供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を証明するために必要な情報、資金上の保証並びに技術的資格を含む。）及び資格の審査は、国内の供給者よりも他方の締約国の供給者が不利となるものであってはならない。供給者の資金上、商業上及び技術上の能力は、供給組織の間の法的関係に妥当な考慮を払いつつ、調達機関が属する締約国の区域内における供給者の事業活動及び当該供給者の世界的な事業活動の双方に基づいて判断しなければならない。

(d) 他方の締約国の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、又は特定の調達計画について他

方の締約国の供給者を考慮しないようにするため、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。

(e) 一方の締約国（自国の調達機関を含む。）は、自国の調達において、他方の締約国の供給者の参加に對して不必要な障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

(f) 調達機関は、公示又は入札説明書において事前に定める条件に基づいて資格の審査についての決定を行う。

(g) 調達機関は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を有することを求めることができる。

(h) 調達機関は、特定の調達計画への参加のための条件を満たしている他方の締約国の供給者を資格を有する供給者として認め、及び当該供給者に対して当該調達計画に参加することを認める。特定の調達計画に参加しようとする供給者であっていまだ資格を有するに至っていないと認められるものについても、資格の審査に係る手続を完了するために十分な期間がある場合には、考慮される。

- (i) 調達機関は、資格を有する供給者の常設名簿を保持することができる。当該調達機関は、次のことを確保する。
 - (i) 供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること。
 - (ii) 当該常設名簿に記載されることを要請する全ての供給者であつて、資格を有するものの名称を適当な短期間内に当該常設名簿に記載すること。
 - (j) 他方の締約国又は調達機関は、次条1の規定により調達計画の公示が行われた場合において、いまだ資格を有するに至っていないと認められる供給者が調達計画に参加しようとするときは、速やかに資格の審査に係る手続を開始するよう努める。
 - (k) 調達機関は、資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対してもその申請に係る決定を通知するものとする。調達機関は、資格の審査の申請を拒否し、又は資格を有する供給者として認めることをやめる場合には、当該供給者からの要請に応じ、書面により説明を速やかに提供する。
- (1) 各締約国は、次のことを確保する。
- (i) 各調達機関及びその構成機関が、異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除

くほか、単一の資格の審査に係る手続をとること。

(ii) 調達機関の間における資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力が払われること。

- 2 1の規定は、破産、清算若しくは支払不能又は調達に関する虚偽の申告のような理由に基づいて供給者を排除することを妨げるものではない。ただし、その措置は、この章の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致することを条件とする。

第二百五十二条 調達計画の公示

- 1 各締約国は、個々の調達計画について、第二百五十七条に定める場合を除くほか、自国の調達機関が、関心を有する供給者の当該調達計画への参加を招請する旨の調達計画の公示を、附属書九に掲げる適当な出版物において、事前に公に利用可能なものとすることを確保する。

- 2 個々の調達計画の公示における情報には、調達計画の説明、調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、調達機関の名称、調達計画に関連する全ての文書を入手することができる場所の住所及び入札書の提出期限を含める。

- 3 各締約国は、自国の調達機関が、関心を有する供給者に対し、できる限り広範なかつ無差別の機会を与

える方法により、調達計画の公示を適時に公に利用可能なものとすることを確保するよう努める。その方法は、単一の電子的な窓口を通じて無料で機会を与えるものとすることができる。

4 個々の調達計画について、調達計画の公示を公に利用可能なものとした場合において、当該公示又は入札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し、又は再度公示することが必要となったときは、修正の公示又は再度公示される公示は、当初の公示と同一の方法により公に利用可能なものとする。特定の調達計画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、供給者が当該情報を検討し、及び当該情報に対応することができるような適当に早い時期に、同時に他の全ての関係のある供給者に提供される。

第百五十三条 調達予定の公示

調達機関は、会計年度のできる限り早い時期に、適当な文書又は電子的な手段により、将来の調達予定に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象となる事項及び調達計画の公示を行う予定日を含めるべきである。

第百五十四条 入札の期限

各締約国は、次のことを確保する。

(a) いずれの期限も、他方の締約国の供給者及び国内の供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、かつ、提出することができるよう決定されること。

(b) 自国の調達機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間、調達の公示が公に利用可能なものとなるために生ずる時間その他の要素を考慮すること。

第百五十五条 入札説明書

1 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を記載する。

2 各締約国は、自国の調達機関が、入札の手續に参加する供給者に対し、入札説明書を利用可能なものとし、又は要請があつた場合には当該入札説明書を送付することを確保し、及び当該入札説明書についての説明を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保する。

3 各締約国は、入札の手續に参加する供給者からの関連情報を求める合理的な要請に対し自国の調達機関

が速やかに応ずることを確保する。ただし、その情報は、当該入札の手續において、競争者よりも当該供給者による落札のために有利となるものであつてはならない。

第百五十六条 落札

1 落札の対象とされるためには、入札書が、開札の時に調達計画の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければならぬ。調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格又は他の入札書に記載された事項よりも例外的に有利な事項を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

2 調達機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であつて、最低価格による入札を行ったもの又は調達計画の公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とす

第百五十七条 限定入札

1 第百五十一条から前条までの規定は、次の場合には、適用する必要がない。ただし、一方の締約国の調達機関が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは一方の締約国の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように、この条の規定に基づく入札の手續を用いないことを条件とする。

(a) 第百五十一条から前条までの規定に基づく入札に応ずる入札がない場合又は行われた入札が、一方の締約国の法令によりなれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合若しくはこの章の規定に従って定められた参加の条件を満たしていない供給者によるものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(b) 物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権その他の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないために、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

- (c) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、第百五十一条から前条までの規定に基づく入札手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを購入することができない場合において真に必要なとき。
- (d) 当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合において、次のいずれかに該当するとき。
 - (i) 追加の物品又はサービスのための供給者の変更が経済的又は技術的な理由（当初の調達により購入された既存の供給品、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件を含む。）によりできないとき。
 - (ii) 追加の物品又はサービスのための供給者の変更が調達機関に対して著しい不都合又は費用の実質的な重複をもたらすとき。
- (e) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。当該契約が履行された後においては、そのような物品又はサービスは、第百五十一条から前条まで

の規定に従って調達される。

注釈 最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるため、及び受入れ可能な品質基準に合致する形で当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するため、限られた生産又は供給を行うことを含めることができるが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することを含まない。

(f) 商品市場において購入される物品

(g) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(g)の規定は、通常は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とすることを意図するものであり、通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを意図するものではない。

(h) 契約が、設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、当該設計コンテストは、その受賞者との間で設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されるものとし、特に、適格な資格を有する供給者に対する当該設計コンテストへの参加に関する第百五十二条に規定され

ているような調達計画の公示について、この章の原則に合致する方法で行われることを条件とする。

- 2 各締約国は、1の規定に基づく入札の手続を用いる必要がある場合にはいつでも、自国の調達機関が記録を保管し、又は当該入札の手続の正当性を示す報告書を作成することを確保する。

第五百五十八条 調達に関する情報の透明性

- 1 各締約国は、自国の調達機関が、附属書九に掲げる適当な出版物により、落札の決定の後、例えば、次の情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

- (a) 調達される物品又はサービスの特質及び可能な場合には、その数量
- (b) 契約を締結する調達機関の名称及び住所
- (c) 落札の日
- (d) 落札者の名称及び住所
- (e) 落札価額
- (f) 用いられた調達方法

- 2 各締約国は、いずれの締約国の供給者の要請があった場合にも、自国の調達機関が情報を速やかに提供

することを確保する。当該情報には、当該供給者が落札者とされなかった場合には、当該供給者の入札が落札とならなかった理由並びに落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する適切な情報を含み、また、当該情報には、落札者の名称を含む。

3 一方の締約国は、自国の供給者が落札者とされなかった場合には、第十五章の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。他方の締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。一方の締約国は、公表する権利を慎重に行使用することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができる。その公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、一方の締約国は、他方の締約国と協議し、かつ、他方の締約国の同意を得た後でなければ、当該情報を公表してはならない。

第五百五十九条 苦情申立ての手続

1 各締約国は、政府調達におけるこの章の規定に対する違反に関する供給者の苦情について、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。この場合には、調達機関は、苦情申立ての制度

により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

2 各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた政府調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める。

3 各締約国は、苦情申立ての手続を書面により定め、かつ、当該手続を一般に利用可能なものとする。

4 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達の全ての側面に係る文書が少なくとも三年間保管されることを確保する。

5 関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、その期間は、十日を下回ってはならない。

6 苦情申立ては、政府調達の結果にいかなる利害関係をも有していない公平なかつ独立した検討機関であつて任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関は、当該検討機関の意見若しくは決定を司法上の審査の対象とするか、又は少なくとも

次の手続を有するものとする。

(a) 参加者は、当該検討機関の意見が出され、又は決定が行われる前に意見を述べることが認められること。

(b) 参加者は、代理人及び補佐人を認められること。

(c) 参加者は、全ての手続に参加することができること。

(d) 手続を公開で行うことが認められること。

(e) 当該検討機関の意見又は決定がその根拠に関する説明とともに書面により与えられること。

(f) 証人の出席が認められること。

(g) 当該検討機関に対し文書が開示されること。

7 苦情申立ての手続においては、次のことを定める。

(a) この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該暫定的措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。ただし、苦情申立ての手続においては、当該暫定的措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益を含む関係者の利益に

及ぼす著しい悪影響を考慮することができると定めることができる。

(b) 申し立てられた苦情の正当性について評価すること及び適当な場合には当該正当性について決定すること。

(c) 適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

8 苦情申立ての手續は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として合理的な期間内に完了させる。

第一百六十条 政府調達における電子的な手段の利用

1 両締約国は、政府調達がインターネット又はこれと同等のコンピュータを使用する電気通信網を通じて行われる機会を提供するよう努める。

2 各締約国は、この章の規定に基づく供給者の商業上の機会を促進するため、自国の区域内における政府調達に係る供給の機会に関する包括的な情報を利用するための単一の電子的な窓口を採用し、又は維持するよう努めるものとし、また、政府調達に関する措置に関連する情報を利用可能なものとする。

3 両締約国は、入札説明書の提供及び入札書の受領について、可能な範囲内で、電子的な手段の利用を奨励する。

4 両締約国は、政府調達における電子的な手段の利用に関し、次の(a)及び(b)の条件を満たす政策及び手続の採用を確保するよう努める。

(a) 許可のない及び探知されない変更から文書を保護するものであること。

(b) 調達機関の通信網上のデータ及び当該通信網を通過中のデータについて、適当な水準の保護を提供するものであること。

第六十一条 例外

1 この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、当該措置をとること又は当該情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること、実施すること又は維持すること

とを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 知的財産の保護のために必要な措置
- (d) 心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はそれらにより提供されるサービスに

関する措置

注釈 (b)の規定には、環境を保護するための措置を含むことが了解される。

第六百六十二条 訂正又は修正

1 一方の締約国は、附属書九に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに他方の締約国に通報する。そのような訂正又はその他の修正が純粹に形式的又は軽微なものである場合には、第二百二十三条の

規定にかかわらず、三十日以内に他方の締約国からの異議の申立てがない限り効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。両締約国間で当該提案及び当該要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した締約国は、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。

2 この章の他の規定にかかわらず、締約国は、自国の調達機関の再編成（当該調達機関が行う調達が分散されるような計画及び当該調達機関の任務がいずれの政府機関（この章の規定の対象となるか否かを問わない。）によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。当該再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、当該再編成を実施してはならない。

第六百六十三条 調達機関の民営化

政府が附属書九において特定する調達機関の持分を保有し、又は当該調達機関の役員を指名することがで

きる場合においても、当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該調達機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該調達機関の名称を他方の締約国に通報する。

第六十四条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の供給者であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって

所有され、又は支配されており、かつ、当該供給者が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認める場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第六百六十五条 追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定に従って他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第六百六十六条 政府調達に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) 各締約国の政府調達の市場に関する利用可能な情報（統計に関する情報を含む。）を分析すること。

(b) 一方の締約国の供給者によるこの章の規定の適用を受ける他方の締約国の政府調達市場への効果的なアクセスについて評価すること。

(c) この章の規定の適用について監視すること並びに生じ得る問題を特定し、及び当該問題に対処するための場を提供すること。

(d) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 両締約国は、それぞれの政府調達市場への両締約国の供給者によるアクセスを最大化することを目的として、それぞれの政府調達の制度に対する理解を増進するため、相互に合意する条件で協力する。このため、各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、協力のための具体的な措置（政府の職員又は関心を有する供給者に対する訓練及び研修のための計画であって、政府調達の機会を特定する方法、それぞれの政府調達市場への参入方法その他の方法に関するものを含む。）を作成し、及び実施する。当該措置の作成に当たっては、各締約国における中小企業（零細企業を含む。）について特別の考慮を払うものとする。

4 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

5 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十一章 知的財産権

第六百六十七条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2 両締約国は、また、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。

3 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下この章において「貿易関連知的所有権協定」という。）その他の両締約国が締結している知的財産に関する多数国間の協定（世界知的所有権機関の主権の下で締結された多数国間の協定を含む。）に基づく現行の権利及び義務を再確認する。この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定その他の両締約国が締結している知的財産に関する多数国間の協定に基づいて両締約国が有する現行の権利を害し、及びそれらの協定

に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

注釈 この条及び第七十八条の規定の適用上、「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

4 この章に規定する「知的財産」とは、次の全ての種類の知的財産をいう。

(a) 第七十四条から第八十条までの規定の対象となるもの

(b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第六十八条 内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈 この条及び次条の規定の適用上、

(a) 「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同じの意味を有するものとする。

(b) 「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに

この章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含める。

第六百六十九条 最惠国待遇

知的財産の保護に関し、一方の締約国が第三国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、貿易関連知的財産協定第四条及び第五条の規定に従い、他方の締約国の国民に対して即時かつ無条件に与えられる。

第七十条 手続事項の簡素化及び調和

1 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとるよう努める。

2 各締約国は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づき特許及び実用新案の分類を使用する。各締約国は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づく商品及びサービスの分類を使用する。

第七十一条 知的財産権の取得及び維持

1 各締約国は、知的財産権の取得について権利が付与され、又は登録される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、

付与又は登録のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の付与又は登録のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2 各締約国は、次のことを含む商標、意匠及び特許の登録のための制度を設ける。

(a) 出願人に対し、文書により（電磁的手段によることができる。）出願の拒絶の決定を理由を付して通知すること。

(b) 出願人が行政機関による拒絶に対して不服を申し立てる機会

(c) 出願人が行政機関による最終的な拒絶について司法上の審査を求める機会

(d) 利害関係者が次のことを行う機会

(i) 出願又は登録に対して異議を申し立てること（自国の法令に規定する場合に限る。）。

(ii) 登録の取消し又は無効を求めること。

第七十二条 透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従っ

て可能な範囲において、知的財産権の出願又は登録に関する情報（自国の法令において公開し、又は公に利用可能なものとする情報に限る。）及び自国の知的財産制度に関する他の関連する情報を公開し、又は公に利用可能なものとするために適切な措置をとる。

第七十三条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第七十四条 特許

各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。もつとも、この条の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象から除外するか否かについての各締約国の自主性に影響を及ぼすものではない。

第七十五条 意匠

各締約国は、意匠についての十分かつ効果的な保護を確保する。各締約国は、また、意匠登録出願人の要請があつた場合には、権限のある当局が、出願のあつた意匠が意匠登録を受けることができるか否かについ

て、物品の全体の意匠ではなく物品の部分の意匠に基づいて判断することができることを確保する。

第七百七十六条 商標

1 各締約国は、商品又はサービスの商標の権利者に対して十分かつ効果的な保護を与える。標識又はその組合せであつて、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標とすることができるものとする。その標識（特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せ）は、商標として登録することができるものとする。標識自体によつては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によつて獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によつて認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2 各締約国は、千九百六十七年の工業所有権の保護に関するパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従い、広く認識されている標章を保護する。

第七百七十七条 地理的表示

1 この条の規定の適用上、「地理的表示」とは、貿易関連知的所有権協定第二十二條1に規定するものと同一の意味を有するものとする。もつとも、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、地理的表示の保護又は原産地名の保護に関する自国の法令であつて、貿易関連知的所有権協定に適合するものの改正を求めるものではない。

2 各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、かつ、自国の法令に規定する方法により、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

3 附属書十の1に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示は、日本国を原産地とする商品であつて、日本国において、当該商品の確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられるものを特定するものであり、当該各表示は、日本国の法令に従い、貿易関連知的所有権協定第二十二條1に規定する地理的表示として保護されている。ペルーは、附属書十の1に掲げる各表示が貿易関連知的所有権協定第二十二條1に規定する地理的表示であり、そのため、貿易関連知的所有権協定第二部第三節の規定及びペルーの法令に従い、ペルーにおいて地理的表示として保護される適格性を有することに合意する。

4 附属書十の2に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示は、ペルーを原産地とする商品であつて、ペルーにおいて、当該商品の確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられるものを特定するものであり、当該各表示は、ペルーの法令に従い、貿易関連知的所有権協定第二十二條1に規定する地理的表示として保護されている。日本国は、附属書十の2に掲げる各表示が貿易関連知的所有権協定第二十二條1に規定する地理的表示であり、そのため、貿易関連知的所有権協定第二部第三節の規定及び日本国の法令に従い、日本国において地理的表示として保護される適格性を有することに合意する。

5 両締約国は、協議の結果相互に同意する場合には、この条の規定に従つて保護される両締約国の地理的表示に関する附属書十を修正することができる。その修正は、外交上の公文の交換により確認される。

第一百七十八条 著作権及び関連する権利

両締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）、著作権に関する世界知的所有権機関条約及び実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に基づく現行の権利及び義務を再確認する。

第百七十九条 開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を効果的に保護することを確保する。

第百八十条 不正競争

各締約国は、パリ条約第十条の二の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

第百八十一条 権利行使に関する一般規定

1 両締約国は、自国の法令における知的財産権の行使に関する規定が、貿易関連知的所有権協定（特に第四十一条から第六十一条までの規定）に適合することを確保する。

2 各締約国は、知的財産権の効果的な行使を確保するため、知的財産権の行使に関して権限のある当局の特別な専門知識の開発を促進する。

3 各締約国は、知的財産権の侵害、特に知的財産権を侵害する物品の貿易に関する統計資料その他の関連情報の収集及び分析を促進するよう努める。さらに、各締約国は、知的財産権の侵害を防止し、及び阻止するための最良の慣行に関する情報の収集を促進するよう努める。

4 各締約国は、知的財産権の行使に関して権限のある当局間の調整及び当該権限のある当局による共同行動を促進するよう努める。

第百八十二条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、自国の税関当局が、権利者の申立てに応じ、又は職権により、自国に輸入され又は自国から輸出されようとしている不正商標商品又は著作権侵害物品の解放を国境で停止することに関する手続を定める。

2 1の規定に基づく輸入及び輸出に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の名称及び住所の場合に応じて権利者に通知する。

第百八十三条 民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、自国の司法当局が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができると合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを確保する。

第百八十四条 刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第百八十五条 インターネット・サービス・プロバイダ

1 各締約国は、インターネット・サービス・プロバイダ（以下この条において「ISP」という。）が著作権及び関連する権利を侵害するコンテンツをサーバーから削除することを奨励するため、ISPの責任の制限についての法的枠組みを設ける。

2 各締約国は、正当な理由がある場合には、著作権及び関連する権利を侵害された権利者が、当該著作権及び関連する権利を侵害したと疑われる者を特定するための情報をISPから迅速に入手することができ、できるようにするための手続を定める。

第百八十六条 協力

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していること

を認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。

第百八十七条 知的財産権に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに知的財産権に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に基づく知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的な、かつ、透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。
- (c) 相互の合意に基づいて形成された協力活動であってこの章の規定に関連するものについて、当該協力活動を促進するために討議すること。
- (d) 委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

第百八十八条 他の考慮事項

1 知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに知的財産権の保護及び行使は、権利と義務との間の均衡に資するべきである。

2 この章の規定は、貿易関連知的所有権協定並びに世界貿易機関の閣僚会議又は一般理事会による決定であつて貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関連するものに従い、公衆の健康を保護するための措置をとる両締約国の権利を支持するような方法で解釈され、及び実施される。

3 この章のいかなる規定も、締約国が、権利者によるこの章に規定する知的財産権の濫用を防止し、又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用を防止するために必要とされる適当な措置をとることを妨げるものではない。ただし、当該措置がこの協定その他の両締約国が締結している国際協定に適合する場合に限る。

第十二章 競争

第百八十九条 反競争的行為

1 各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2 この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、それぞれの締約国の競争法令に基づき罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

第百九十条 反競争的行為の規制に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2 この条の規定に基づく協力の実施に関する詳細及び手続については、実施取極で定める。

第百九十一条 無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第百九十二条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百九十三条 透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第百九十四条 第七条1の規定の不適用

第七条1の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 ビジネス環境の整備

第百九十五条 基本原則

一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第百九十六条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 次条の規定に従って各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。
- (b) 自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び速やかに当該問題を解決するための方法を追求すること。
- (c) 両締約国に対し、小委員会の所見及び決定（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を報告すること。
- (d) 適当な場合には、(c)に規定する決定に関し両締約国がとった措置について検討すること。
- (e) (c)に規定する決定及び(d)に規定する検討の結果を適当な方法で公に利用可能なものとする。
- (f) 委員会に対し(c)に規定する所見及び決定を速やかに報告すること。
- (g) 作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置する他の小委員会と適当な方法で協力すること。その協力の形態には、次のことを含めることができる。
- (i) 検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

- (i) 当該他の小委員会から意見を求めること。
- (ii) 当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。
- (iii) 適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。
- (iv) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- (h) 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
- 4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。
第百九十七条 連絡事務所
- 1 各締約国は、自国における連絡事務所を指定し、及び維持する。
- 2 一方の締約国における連絡事務所は、次のことを任務とする。
 - (a) 一方の締約国の法令その他の措置であつて、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該者からの苦情、照会又は協議の要請を受領すること。
 - (b) 一方の締約国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会又は協議の要請を送付すること。

- (c) 苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、一方の締約国の関係当局からの回答を送付すること。
 - (d) 苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、一方の締約国の関係当局と協力して、必要な情報及び助言を提供すること。
 - (e) 必要な場合には、他方の締約国の法令その他の措置であつて、一方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該者からの苦情、照会又は協議の要請に関連する情報を小委員会に提出すること。
 - (f) (a)から(e)までに規定する任務の遂行について、関連する小委員会又は次条に規定する協議の場に対して所見を報告すること。
- 3 各締約国における連絡事務所は、苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。
- 4 一方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であつて、2に規定するものについては、他方の締約国政府が連絡窓口として指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5 各締約国の連絡窓口は、2(e)の規定の目的のため、自国の連絡事務所に対しても、関連する情報を提供することができる。

6 2から5までの規定は、一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局又は一方の締約国の連絡事務所と直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

7 連絡事務所は、次のものとする。

- (a) 日本国については、外務省又はその後継機関
- (b) ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第百九十八条 協議の場合

この章のいかなる規定も、両締約国におけるビジネス環境の整備のために両締約国間の協議の場を利用することを妨げるものと解してはならない。

第百九十九条 小委員会の決定の実施

1 第百九十五条の規定を実施するに当たり、第百九十六条に規定する小委員会の決定は、尊重されなければならない。

2 両締約国は、小委員会の決定の実施を容易にするために協力することができる。

第十四章 協力

第二百条 基本原則

両締約国は、両締約国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要な場合には、当事者であってその一方又は双方が両締約国政府以外の団体であるもの間での協力を奨励し、及び円滑にする。

- (a) 貿易及び投資の促進
- (b) 製造業
- (c) 漁業
- (d) 科学技術及び環境
- (e) 情報通信技術

- (f) 観光
- (g) 農業
- (h) 運輸
- (i) 両締約国が相互に合意するその他の分野

第二百一条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第二百二条 実施

この章の規定に基づく協力の実施は、協力に係る費用の負担に関する両締約国の相互の合意並びに各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第二百三条 協力に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 協力に関する情報を交換すること。
 - (b) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
 - (c) この章の規定に関連する問題について討議すること。
 - (d) 委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題（両締約国がとるべき措置を含む。）に関する小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
 - (e) 必要な場合には、委員会に対し、この章の規定に基づく協力活動について勧告を行うこと。
 - (f) 両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
 - (g) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、政府開発援助に関する両締約国間の既存の協議の枠組みその他協力のための既存の制度を尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動及び協力計画の効果的かつ効率的な実施を確保するため、当該枠組み及び当該制度との間で情報を共有する。
- 4 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

- 5 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
- 6 小委員会は、その規則及び手続を定める。

第十五章 紛争解決

第二百四条 適用範囲

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章に定める紛争解決手続は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避及び解決について適用する。この章に定める期間その他の規則及び手続であつて、仲裁裁判所に関するものは、両締約国の相互の同意により修正することができる。

- 2 1の規定にかかわらず、この章の規定は、第五章、第六章及び第十二章から前章までの規定については、適用しない。

第二百五条 協力

両締約国は、この協定の解釈又は適用について合意に達するよう常に努めるとともに、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、迅速かつ相互に満足すべき解決を得るために、協力その他のこの協定に定める手段を通じあらゆる努力を払う。

第二百六条 あつせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手續も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 仲裁裁判所が裁定を下すまでの間、両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手續の進行中においても、あつせん、調停又は仲介を継続することができる。

3 あつせん、調停又は仲介に係る手續及びそれらに係る手續において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手續においていずれの締約国の権利をも害するものではない。

第二百七条 紛争解決の場の選択

1 この協定及び両締約国が締結している他の一の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）の対象となる問題について紛争が生ずる場合には、協議を要請する締約国（以下この章において「申立国」という。）は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、特定の紛争に関し、申立国が1に規定するいずれか一の

協定に基づく仲裁裁判所の設置を要請したときは、当該特定の紛争に関し、当該特定の紛争を解決するために選択された手続以外のいかなる手続をも利用することはできない。

第二百八条 協議

1 一方の締約国は、第二百四条に規定するこの協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 申立国は、他方の締約国に対して行う要請において、当該要請の理由（対象となっている措置の特定並びに申立ての根拠となる事実及び法的根拠の記載を含む。）を掲げるものとする。

3 協議を要請された締約国（以下この章において「被申立国」という。）は、その要請を受領した日の後十日以内に書面により回答する。

4 両締約国は、次のいずれかに定める期間内に誠実に協議を開始する。

(a) 緊急の場合には、協議の要請が受領された日の後十五日以内

注釈 緊急の場合には、品質が短期間に低下し、又は現在の状態が短期間に悪化する物品又はサービス（腐敗しやすい物品又は定められた期日の後に貿易上の価値を失うサービスを含む。）に関する

る場合を含む。

(b) 他の全ての場合については、協議の要請が受領された日の後三十日以内

5 被申立国は、協議の対象となる問題についての専門知識を有する関係する政府機関その他の規制団体が当該協議に参加することを可能とするよう努める。

6 この条の規定に基づく協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害するものではない。各締約国は、当該協議が行われている間に、対象となる問題の十分な検討（当該問題がこの協定の運用及び適用にいかなる影響を及ぼすかについての検討を含む。）を可能とする十分な情報を提供するものとし、また、交換した秘密の情報を当該秘密の情報を当該締約国が取り扱う基準と同一の基準で取り扱う。

7 協議は、直接に対面して又は両締約国に利用可能なあらゆる技術的手段によって行うことができる。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、協議を直接に対面して行うときは、各締約国において交互に行う。

第二百九条 仲裁裁判所の設置

1 申立国は、次のいずれかの場合には、問題について検討するため、被申立国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立国が、この協定に基づく義務の履行を被申立国が怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置を被申立国がとった結果として、この協定に基づいて直接又は間接に申立国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a) 被申立国が、協議の要請を受領した日の後十日以内に回答しない場合又は当該要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b) 前条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後五十日以内（緊急の場合には三十日以内）に、両締約国が当該協議により問題を解決することができない場合

注釈 仲裁裁判所の設置の要請は、この協定の義務を遵守していないとの主張を伴うことなく、利益の無効化又は侵害のみを根拠とする場合には、認められない。

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、当該要請の理由、付託する措置その他の事項並びに申立ての根拠となる事実及び法的根拠（違反があったとされるこの協定の規定その他適用可能な国際法の関連規定を含む。）を明記する。

3 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、この章の規定に適合する方法により選定され、任務を遂行する。

第二百十条 仲裁裁判所の構成

1 両締約国は、仲裁裁判所の設置に当たり、次の手続を適用する。

(a) 仲裁裁判所は、三人の構成員から成る。

(b) 一方の締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、(e)の規定により仲裁裁判所の裁判長となる第三の仲裁人の候補者を四人まで提案し、並びに任命した一人の仲裁人及び提案する第三の仲裁人の候補者を書面により他方の締約国に通報する。

(c) 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、(b)の規定により提案された候補者の中から、仲裁裁判所の裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命するよう努める。

(d) いずれかの締約国が(b)の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が(c)の規定により第三の仲裁人について合意することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上

の仲裁人は、七日以内に、(b)の規定により提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

(e) 仲裁裁判所の裁判長は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用され、又は雇用されたことがあつてはならず、及びいかなる資格においても紛争において提起される対象事項を取り扱ったことがあつてはならない。

(f) 仲裁裁判所の設置の日は、仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。

2 この条の規定により任命された仲裁人が辞任し、又は職務を行うことができなくなった場合には、後任の仲裁人を最初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命する。後任の仲裁人は、最初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。仲裁裁判所が行う検討は、後任の仲裁人が任命される時まで停止されるものとする。

第二百十一条 仲裁人の資格

仲裁人は、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たすものとする。

(a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験を有し、又は貿易に関する国際協定から生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

- (b) 客観性、公平性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。
- (c) いずれの締約国からも独立しており、いずれの締約国とも提携しておらず、又はいずれの締約国の指示をも受けていないこと。

第二百十二条 仲裁裁判所の任務

- 1 仲裁裁判所は、次のことを任務とする。

- (a) 自己に付託された問題の客観的な評価（事案の事実関係並びにこの協定を適用する可能性及びこの協定との適合性についての評価を含む。）を行い、並びに紛争の解決のために必要な認定を行い及び裁定を下すこと。

- (b) 両締約国と定期的に協議を行い（当該協議の機会は、両締約国に均等に与えるものとする。）、及び両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えること。

- 2 仲裁裁判所は、この章の規定に適合する追加的な規則及び手続を採択することができる。

第二百十三条 仲裁裁判手続

- 1 両締約国は、仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論の

ための意見書を提出する機会を有する。両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。

2 仲裁裁判所の会合、仲裁裁判所における口頭陳述、評議及び仲裁裁判所に提出された全ての文書は、秘密のものとして取り扱う。

3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができ。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。その要請を受けた一方の締約国は、当該要請を受け入れて当該要約を提出するか、又は理由を示すことを必要とすることなく当該要請を拒否することができる。

4 仲裁裁判所の設置から十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、及び裁

定を下す。」

- 5 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。
- 6 仲裁裁判手続の場所は、両締約国の相互の同意により決定されるものとし、また、その決定が行われな
い場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。
- 7 仲裁裁判手続並びに仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書（裁定を含む。）にお
ける言語は、英語とする。このため、両締約国は、意見書の提出及び口頭陳述を英語により行う。
- 8 一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）につ
いては、他方の締約国に利用可能なものとしなければならない。
- 9 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らし
て行うものとする。
- 10 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決で
当該決定を行うこともできる。

第二百十四条 仲裁裁判手続における情報

1 仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、適当と認める範囲内で、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、関係する問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に応ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、情報の提供を要請し、又は専門家と協議する前に、両締約国と協議の上、適当な手続を定める。仲裁裁判所は、両締約国に対し次のことを行う。

(a) 1の規定により情報の提供を要請し、又は専門家と協議する意図を有する旨を事前に通報し、及び両締約国が意見を述べるための適当な時間を与えること。

(b) 1の規定により得た情報又は専門家の意見の写しを提供し、及び両締約国が意見を提出するための時間を与えること。

4 仲裁裁判所は、裁定の準備のために1の規定により求めた情報又は専門家の意見を考慮するに当たり、

当該情報又は専門家の意見に関して両締約国が提出した意見も考慮することができる。

第二百五十五条 仲裁裁判手続の併合

仲裁裁判所は、両締約国の同意を得て、同一の措置又は同一の問題に関する二以上の仲裁裁判手続を併合することができる。

第二百六十六条 仲裁裁判所の裁定

1 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、仲裁裁判所の設置の日の後九十日以内（緊急の場合には六十日以内）に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日又は当該六十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、その期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

2 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

3 裁定には、次の事項を含める。

- (a) 事案の事実関係並びに対象となる措置にこの協定を適用する可能性及び当該措置のこの協定との適合性についての認定（その理由を含む。）
 - (b) 一方の締約国が被る貿易上の悪影響であつて、他方の締約国がこの協定の義務に従うことができないことによりもたらされるものの程度についての参考となる所見
 - (c) いずれかの締約国の要請がある場合には、両締約国の考慮に付するために提案する実施に関する選択肢
- 4 仲裁裁判所の裁定は、この協定の関連規定、関係する国際法の規則、両締約国が提出した意見書及び行った陳述並びに第二百十四条の規定により提供された情報に基づくものとする。
 - 5 仲裁裁判所は、裁定において、この協定に定める両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に定める両締約国の権利及び義務を減ずることはできない。
 - 6 仲裁裁判所の裁定（認定を含む。）は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。
第二百十七条 仲裁裁判手続の停止及び終了
 - 1 仲裁裁判手続は、両締約国が合意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間停止することができ

る。この場合には、第二百十三条4、前条1及び2並びに第二百十九条5に定める期間は、仲裁裁判手続が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開されるものとする。

2 仲裁裁判手続が十二箇月を超えて停止された場合には、仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、設置の根拠を失う。仲裁裁判所の設置の根拠が失われた場合において、両締約国間の紛争が解決されていないときは、この章のいかなる規定も、締約国が同一の問題に関して新たな仲裁裁判手続を要請することを妨げるものではない。

3 両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の裁判長に対し共同で通報することにより仲裁裁判手続を終了することについて合意することができる。

第二百十八条 裁定の実施

1 被申立国は、第二百十六条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2 被申立国は、裁定が下された日の後三十日以内に、当該裁定を実施するために合理的かつ必要と判断する期間を申立国に通報する。

3 申立国が2の規定により通報された期間を受け入れることができないと認める場合には、両締約国は、裁定を実施するための相互に合意する期間を決定するため、協議を行う。

4 両締約国が裁定が下された日の後四十五日以内に裁定を実施するための期間について3の規定により合意することができない場合には、申立国は、当該裁定を実施するための期間についての問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間について決定する。仲裁が行われる場合には、仲裁裁判所に対し、当該妥当な期間は当該裁定が下された日から十五箇月を超えるべきではないとの指針が与えられるべきである。この十五箇月の期間は、特別な事情があるときは、短縮し、又は延長することができる。

5 被申立国は、2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償その他の代替措置の提供を図るため、その期間の満了までに申立国と協議を開始する。

6 被申立国が2から4までの規定により決定された期間内に第二百十六条に規定する仲裁裁判所の裁定を実施したか否かについて両締約国間で意見の相違がある場合には、いずれの締約国も、当該意見の相違に

ついでの問題を仲裁裁判所に付託することができる。

第二百十九条 未実施（利益の停止）

1 前条2から4までの規定により決定された期間の満了の日の後二十日以内に同条5の規定に従って満足すべき代償その他の代替措置について合意されなかった場合には、申立国は、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を通報することができる。

2 被申立国が前条2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、同条6の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立国は、その確認が行われた日の後三十日以内に、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を通報することができる。

3 1及び2の規定による譲許その他の義務の適用の停止は、この条の関係する規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間

においては、行わないこと。

(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施された時に解除されること。

(c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲許又は義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

4 被申立国は、申立国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について1から3までに規定する条件が満たされていないと認める場合には、申立国に対し協議を要請することができる。申立国は、その要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この4の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が当該条件が満たされているか否かについての問題を解決することができない場合には、被申立国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該条件が満たされているか否かについて決定する。

5 第二百十条1(e)の規定にかかわらず、前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の

仲裁人は、できる限り、当該仲裁裁判所が検討する問題の発端となった裁定を行った仲裁裁判所の仲裁人と同一の者とする。これが可能でない場合には、前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第二百十条1の規定により任命する。前条及びこの条の規定により設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、当該仲裁裁判所が検討する問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第十六章 最終規定

第二百二十条 附属書、付録及び注釈

この協定の附属書、付録及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二百二十一条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二百二十二条 効力発生

この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内

法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、第二百二十四条の規定に従って終了しない限り、効力を有する。

第二百二十三条 改正

1 両締約国は、この協定を合意によって改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。この協定の改正は、この協定の不可分の一部を成す。

2 1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより合意することができる。

(a) 附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であつて、附属書一の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書三

(c) 附属書四

(d) 附属書十（ただし、第七十七条5の規定に従う場合に限る。）

第二百二十四条 終了

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この協定は、他方の締約国が当該通告を受領した日の後一年を経過した時に終了する。

第二百二十五条 正文

1 この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

2 1の前段の規定にかかわらず、

- (a) (i) 附属書一第二編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (ii) 附属書一第三編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。
- (b) 附属書四は、英語のみにより作成される。
- (c) (i) 附属書五第一編及び附属書六第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (ii) 附属書五第二編及び附属書六第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成され

る。

- (d) (i) 附属書八第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (ii) 附属書八第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。
- (e) (i) 附属書九第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (ii) 附属書九第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十一年五月三十一日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

松本剛明

ペルー共和国のために

フレイロス